

## はじめに

2018 年度公的統計基盤整備委員会では、市場動向分析小委員会、ガイドライン推進小委員会の 2 つの小委員会を設け、専門的な見地から研究、検討を加え、本委員会の設置目的である、

- ・公的統計調査業務の受け皿となる民間調査会社の体制と調査インフラの整備促進に向けた支援を行う。
- ・府省の統計所管部署をはじめとする関係機関に対し民間調査会社の実態と意向を伝え、公的統計調査業務における民間調査会社の円滑な活用につなげる。
- ・これらの活動を通じて公的統計市場の拡大と受け皿になる民間調査会社にとって魅力ある市場形成に寄与する。

といった目的の達成のための活動を行ってきた。

当レポートは 2018 年度に活動してきた、当委員会全体の活動と 2 つの小委員会の活動内容を報告するものである。

当委員会は、昨年度で設立 10 年の節目を迎えた。その 10 年間の活動成果は、昨年度発行した「公的統計市場に関する年次レポート 2017-魅力ある公的統計市場の確立を目指して- (10 年間の活動成果)」で活動の総括を報告している。その報告とともに今後の活動に向け、次の 10 年間の活動方向を示している。本年度は、次なる 10 年の元での活動報告初年度としてのレポートとなる。

当委員会は活動の一環として、統計の質の確保に資する活動も行っている。I S O 20252 の公的統計への適用もそのひとつである。また、一般社団法人日本統計学会が中心となり統計調査士、専門統計調査士の検定 ((一財)統計質保証推進協会が実施) 実施を検討した当初から制度設計等にかかわってきた。さらに統計人材の確保という観点から資格取得者の拡大を目指し、統計調査士と専門統計調査士の受験対策講座を開催してきた。この活動は、資格制度推進小委員会が担ってきた(教育カリキュラム検討小委員会に名称変更)。2018 年度から (一社) 日本マーケティング・リサーチ協会が H R マネジメント委員会教育分科会を設置したことから、教育カリキュラム検討小委員会を発展的に解消し、H R マネジメント委員会教育分科会に移行した。当委員会設立当初から資格制度推進小委員会の活動を担い支えてくれた委員長、副委員長、委員の方々に謝意を表すと共に、引き続き H R マネジメント委員会教育分科会での活動を支えていただきたい。

2019 年 5 月

公的統計基盤整備委員会  
委員長 大竹 延幸



## 目 次

(頁)

### はじめに

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要	3
1.1 委員会設立の経緯	3
1.2 委員会設立の目的	3
1.3 委員会の構成	3
1.3.1 参加企業及び委員	3
1.3.2 組織体制	4
第2章 公的統計基盤整備委員会の活動(全体)	9
2.1 委員会の開催	9
2.2 府省等とのコンタクト状況	9
2.2.1 関係各府省等への表敬訪問	9
2.2.2 総務省政策統括官(統計基準担当)	10
2.2.3 総務省統計局	10
2.2.4 経済産業省	10
2.2.5 厚生労働省	11
2.3 基調講演の企画、開催	11
2.4 委員会等の傍聴	12
2.5 関係機関、関係団体の動向	14
2.5.1 一般社団法人 日本統計学会	14
2.5.2 一般社団法人 社会調査協会	15
2.5.3 公益財団法人 統計情報研究開発センター	16
2.5.4 ISO/TC225 国内委員会兼 マーケティング・リサーチ規格認証協議会	17
2.5.5 公益財団法人 日本世論調査協会	18
第3章 公的統計基盤整備委員会の活動(小委員会)	21
3.1 市場動向分析小委員会	21
3.1.1 市場動向分析小委員会の活動	21
3.1.2 検討結果の要約	22
3.1.3 公的統計の民間開放の状況	24
3.2 ガイドライン推進小委員会	33
3.2.1 「ガイドライン推進小委員会」と2018年度テーマについて	33
3.2.2 3つの入札案件の入札説明書・仕様書評価の要約	35
3.2.3 改正後ガイドライン(統計調査における民間事業者の活用に係る ガイドライン)に基づく仕様書チェックリストの作成	39
3.2.4 改正後ガイドラインに基づく3つの入札案件の入札説明書・ 仕様書の評価	43
第4章 公的統計調査における民間活用の状況と課題への対応	61
4.1 公的統計調査における民間活用の状況	61

4. 1. 1	統計事務の種類別の民間活用の状況	61
4. 1. 2	府省における民間活用の状況	61
4. 2	民間調査会社における調査インフラ等の整備状況	64
4. 2. 1	J M R A 会員社における資格の保有状況	65
4. 2. 2	J M R A 会員社における調査員の保有状況	66
4. 2. 3	J M R A 会員社における公的統計調査業務の調査手法別の対応力	66
4. 3	公的統計調査における民間活用の課題とその対応	66
4. 3. 1	公的統計調査の受け皿となる民間調査会社の確保	66
4. 3. 2	府省の委託業務への参入意向の向上に資する提案	67
4. 3. 3	統計調査業務の調達方法に関する改善・見直しの提案	68
4. 3. 4	公的統計調査における正確なデータの提供に向けて	69

#### <資料編>

資料 1.	市場動向分析小委員会資料「J M R A 会員社調査報告書」	(1)
資料 2.	ガイドライン推進小委員会資料	(45)
2. 1	統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン	(47)
2. 2	「2017年3月改正ガイドラインに基づくガイドラインチェックリスト」 による評価結果	(66)
資料 3.	「市場化テストを実施している統計調査」(総務省行政管理局公共 サービス改革推進室官民競争入札等監理委員会)	(73)
資料 4.	基調講演「公的統計に期待される民間事業者の品質と対応力」 (早稲田大学政治経済学術院教授西郷浩)	(77)
資料 5.	委員会等の傍聴資料	(87)

---

## **第1章 公的統計基盤整備委員会の概要**

---



## 第1章 公的統計基盤整備委員会の概要

### 1.1 委員会設立の経緯

2007年5月、60年ぶりに統計法が改正され、これに基づいて2007年10月に新たに統計委員会が発足し、日本の公的統計の計画的、体系的な整備の検討がスタートした。統計委員会は、2009年度から5年間で実施する公的統計の計画的、体系的整備の施策を『公的統計の整備に関する基本的な計画(以下、「基本計画」という)』として策定し、2009年3月に閣議決定となった。

「基本計画」では、厳しい財政状況の下、新規の統計作成ニーズに対応していくためには、民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用する必要性があると指摘しており、こうした期待と要請に応えていくため、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会(以下、「J M R A」という)では幅広く他の業種・業態の企業、団体に参加を呼びかけて、2008年4月にJ M R A内の委員会組織として公的統計基盤整備委員会(以下、「当委員会」という)を設立した。

### 1.2 委員会設立の目的

当委員会は、公的統計調査業務に対応できる民間調査会社としての体制・基盤整備に取り組むとともに、行政府省をはじめとする関係機関や学識者に民間調査会社の実態と意向を正しく伝え、官民相互の理解と協力の下、公的統計調査業務における民間調査会社の活用が円滑に推進されることを目指す。

また、J M R Aとしては委員会活動を通して関係各府省の統計主管部署をはじめとする官界や学識者との良好な信頼関係を構築し、公的統計調査業務を通して「官・学・民」の連携や友好関係がより一層深まることを目指す。

### 1.3 委員会の構成

#### 1.3.1 参加企業及び委員

当委員会は13社2大学2個人会員で構成し、委員21名と事務局員2名で運営した。

(株)アスマーク	里村 雅幸
(株)インテージ	土屋 薫
(株)インテージリサーチ	鋤柄 卓也
(株)S R Dアソシエイツ	南條 晃一
エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)	仲田 優
	(2018年7月より)
個人会員	飯田 房男
個人会員	武井 雅
(株)サーベイリサーチセンター	岩崎 雅宏
(株)サーベイリサーチセンター	齋藤 穎彦
(株)サーベイリサーチセンター	高輪 哲誉

首都大学東京大学院社会科学研究科	中山 厚穂
	(2019年4月より)
(一社)新情報センター	平栗 紀生
(株)日経リサーチ	深井 潔
日本大学大学院新聞学研究科	島崎 哲彦
(株)日本リサーチセンター	小島 香
	(2018年10月より)
(株)日本リサーチセンター	中村 英朗
(株)日本リサーチセンター	吉田 佳子
	(2018年9月まで)
(株)ビデオリサーチ	森 正実
(株)マーケッティング・サービス	大竹 延幸
(一社)輿論科学協会	井田 潤治
(株)リサーチ・アンド・ディベロップメント	都竹 泰生
	(2018年7月より)
J M R A	中路 達也
J M R A	松井 重人

### 1.3.2 組織体制

当委員会は常設とし、以下の組織体制で運営した。

#### (1) 全体会議

全体会議は全委員が参加する会議とし、2018年7月より月例で開催した。全体会議では各月の活動状況の報告と幹事会で検討された事案についての承認を行った。

#### (2) 幹事会

幹事会は委員の中から選出した以下のメンバーが参加し、2018年6月より月例で開催した。幹事会では当委員会の1年間の活動方針や具体的な取り組み内容の検討、各月の活動報告と活動上の課題解消についての検討を行った。

担当理事兼委員長	大竹 延幸	(株)マーケッティング・サービス
顧問	島崎 哲彦	日本大学大学院新聞学研究科
代表幹事(委員会統括)	齋藤 賴彦	(株)サーベイリサーチセンター
代表幹事	土屋 薫	(株)インテージ
代表幹事	深井 潔	(株)日経リサーチ
代表幹事	中村 英朗	(株)日本リサーチセンター
幹事	鋤柄 卓也	(株)インテージリサーチ
幹事	井田 潤治	(一社)輿論科学協会
幹事	里村 雅幸	(株)アスマーラ
事務局	中路 達也	J M R A
事務局	松井 重人	J M R A

### 幹事会の役割

- ◆ 委員会の運営責任
- ◆ 活動方針の素案を作成
- ◆ 活動に必要な人材の確保と円滑な運営の検討
- ◆ 関係機関、各府省統計主管部署等との日常的なコンタクト、窓口対応
- ◆ 基調講演の企画、開催
- ◆ 関係機関等主催の研究会、委員会及び意見交換会への参加
- ◆ 各府省等から求められる意見招請等に対応しての原案作成と協会手続きを経た上での意見書(パブリックコメント)提出
- ◆ 各府省等からの調査依頼や案内等に関する会員社への広報の承認
- ◆ 統計委員会、官民競争入札等監理委員会の傍聴
- ◆ 委員会活動報告書「年次レポート」の責任編集

### (3) 小委員会

当委員会の体制には専門的な見地から具体的な課題に対する研究や検討を行う組織として、以下の2つの小委員会を設置した。

#### ① 市場動向分析小委員会(リーダー：鋤柄委員、サブリーダー：里村委員)

J M R A会員社に向けた「調査インフラ等に関する実態調査」の企画・実施および2018年度民間調査会社を活用した統計調査一覧の作成を行った。

#### ② ガイドライン推進小委員会(リーダー：井田委員、サブリーダー：深井委員)

2017年3月に改正された「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」について、会計法案件の入札説明書および仕様書への反映状況を確認し、受託事業者である民間調査会社の視点から問題点等の整理を行った。



---

## **第2章 公的統計基盤整備委員会の活動(全体)**

---



## 第2章 公的統計基盤整備委員会の活動(全体)

### 2.1 委員会の開催

当委員会は2018年6月から2019年5月を2018年度の活動期間とし、月例にて全体会議および小委員会を計10回(6、8月は休会)、幹事会を計11回(8月休会)開催した。なお各会議は同日に開催し、「幹事会」「全体会議」「小委員会」の順に行った。

幹事会は第1回目の会議で1年間の活動方針や具体的な取り組み内容を検討し、第2回以降の会議で各委員の活動状況や課題の報告、課題解決に向けた検討の場とした。全体会議は府省とのコンタクト状況、公的統計調査における府省の動向、各小委員会の活動状況、関連団体及び学会の動向等について担当委員による報告の場とし、全委員でその報告内容を共有した。また幹事会で検討した事案についての承認は、全体会議で行った。小委員会は「市場動向分析」「ガイドライン推進」の2つの小委員会を設置し、専門的な見地から具体的な課題に対する研究や検討を行った。

### 2.2 府省等とのコンタクト状況

#### 2.2.1 関係各府省等への表敬訪問

当委員会の活動の一環として、委員会の年間活動を取りまとめた報告書(公的統計市場に関する年次レポート2017)を総務省政策統括官(統計基準担当)並びに統計局長、各府省統計主管部署及び関係機関に持参し、活動内容の説明を行うとともに公的統計調査における民間調査会社の活用に関して意見交換を行った。

表 2-2-1-1 表敬訪問先一覧

府省等	訪問先
総務省	政策統括官(統計基準担当)
	統計局
	統計委員会担当室
	行政管理局公共サービス改革推進室官民競争入札等監理委員会事務局
経済産業省	大臣官房調査統計グループ企業統計室
	大臣官房調査統計グループ経済解析室
	大臣官房調査統計グループ構造統計室
	大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室
	大臣官房調査統計グループサービス動態統計室
	大臣官房調査統計グループ総合調整室
	大臣官房調査統計グループ統計企画室
	大臣官房調査統計グループ統計情報システム室
農林水産省	大臣官房統計部統計企画管理官
	大臣官房統計部生産流通消費統計課
	大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室
厚生労働省	政策統括官(統計・情報政策担当)

## 2.2.2 総務省政策統括官(統計基準担当)

総務省政策統括官(統計基準担当)統計企画管理官室とは、2015・2016年度と2年間に渡り、統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループで、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(2017年3月改正)」の改正に向けた意見交換を行い、プロセス保証の導入やジョイント・ベンチャー形態での入札参加、分離調達の推進等について、当委員会の意見の一部が採用されることとなった。

2017年度には統計改革の流れを受け、1年前倒しで「公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅲ期基本計画)」の策定が行われ、策定までの過程において、2016年度の統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループで示した当委員会の見解が参考意見として、活用されることとなった。また、新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅲ期基本計画)」の素案に対するパブリックコメントでは、民間委託された府省の統計調査の品質確保・向上に対しての意見を提示した。

2018年度の表敬訪問では、収益性の低さからJ M R A会員社の公的統計市場への参入意向が減少していることを伝えるとともに、民間調査会社の視点から公的統計市場を魅力ある市場とするための調達方法や契約方法の改善について提言を行った。総務省政策統括官(統計基準担当)統計企画管理官室では、民間事業者の入札参加を促進するため民間事業者の経営基盤の安定化と創意工夫を生かす取り組みとして、複数年契約の推進を検討しているとの説明があり、今後、各府省に普及展開されていく事を期待したい。

## 2.2.3 総務省統計局

総務省統計局には、公的統計調査の受け皿となる民間調査会社の代表として、J M R Aを認知していただき、公的統計調査における民間事業者の活用に関して、統計担当部局と様々な意見交換を重ねてきた。また、統計局長には、毎年、表敬訪問の機会を得て、J M R Aの代表とともに公的統計調査における民間事業者の活用について、意見交換を行っている。2018年度の表敬訪問では、当委員会の10年間の活動成果の説明を行うとともに、府省の統計調査業務の調達・契約に関する課題と改善の提案を行った。訪問の際には、低価格での落札と品質の関連性が話題となり、統計局長からは統計の品質維持に向け、今後の統計調査業務の適正な予算確保について、意向を示していただいた。また、経営の安定化とノウハウ蓄積に繋がる複数年案件は、民間調査会社として魅力のある案件であることの説明を行い、総務省統計局で行っている複数年契約の事例について、各府省に向け積極的に発信していただくように依頼を行った。総務省統計局とは、引き続き府省の統計調査業務の調達方法や契約方法の改善に繋がる意見交換を行っていく。

## 2.2.4 経済産業省

経済産業省は統計調査における民間活用を積極的に行っている府省であるとともにJ M R Aの管掌府省でもあることから、毎年調査統計グループ各室に表敬訪問を行っている。J M R A会員社が経済産業省から委託される統計調査業務の受託事業者となっているケースも多いことから、経済産業省の調査統計グループの各室とは、発注者と受託事業者の立場で民間委託の課題に関する具体的な意見交換を行ってきている。2018年度

の表敬訪問の際には、当委員会が 2017 年度に実施した「民間委託に関する府省担当者ヒアリング」の結果を基に「品質」「コスト」「工期」など、受託事業者に対する要望や課題・改善について意見交換を行った。今後も経済産業省とは、公的統計調査における民間事業者の活用に関して、課題解消に向けた意見交換の機会を作っていく、官民相互の理解増進に繋がるように活動していく。

### 2.2.5 厚生労働省

厚生労働省は、統計調査における民間事業者の活用に積極的な府省であり、政策統括官(統計・情報政策担当)付参事官(企画調整担当)付統計企画調整室とは、民間事業者の活用促進に向けた意見交換を行っている。2018 年度の表敬訪問の際には、前年度に発覚した再委託に関する契約違反の問題が話題となり、公的統計調査業務での再委託先の管理方法等について、官民双方の立場で意見交換を行った。

2018 年 12 月には厚生労働省の要請により、裁量労働制に関する調査の改善のため、調査設計等の検討を目的に開催された「裁量労働制実態調査に関する専門家検討会」に参画し、民間調査会社の代表として、運用面と品質確保の観点から調査設計案に対する意見を述べた。今後も府省からの統計の改善に向けた意見交換の場への参画要請に対して、当委員会としては、可能な限り協力していく所存である。

## 2.3 基調講演の企画、開催

2018 年度は、2 回の基調講演を開催した。テーマについては、幹事会で検討し、全体会議で承認を得た。

第 1 回は、統計委員会サービス統計・企業統計部会長の西郷浩氏（早稲田大学政治経済学術院教授）より「公的統計に期待される民間事業者の品質と対応力」と題し、統計委員会に所属する一個人としての見解という前提で、企画、設計、実施、審査、集計（分析）、公表それぞれの過程における民間事業者の活躍の可能性について、ご講演いただいた。

第 2 回は、「政府統計の外注化における民間事業者への期待」と題して、経済産業省調査統計グループ企業統計室長の澤野弘氏よりご講演をいただいた。企業統計室にて早期から民間事業者の活用を進めてきたご経験から、「統計作成業務の効率化」「統計品質の維持・向上」という視点での外注化の利点と課題について、具体例を交えながらお示しいただいた。なお、第 2 回の講演資料には、実例の数値等が含まれており、巻末の資料編への掲載は行っていないため、利点と課題として挙げられたポイントを以下にまとめた。

<利点>

- ① 外注化によって業務内容の文書化が促進され、業務内容の透明性が増大した。
- ② 統計の精度向上に関してより優先度の高い工程に職員が関与できるようになった。
- ③ 民間事業者の柔軟性により工程の遅れにも迅速に対応が可能となった。
- ④ 同一事業者による継続的受注は業務効率の向上が期待できる。
- ⑤ 回収率が向上した。

<課題>

- ① 各種のマニュアル類は継続的に改善する必要がある。
- ② 職員の実務経験減少により、指導・監督能力の低下が懸念される。
- ③ 単年度契約の場合、事業者変更により知見が継承されないリスクがある。

表 2-3-1 当委員会における基調講演会

時期	委員会	基調講演タイトル	所属	講師	参加者数
2018年 10月19日	第3回	公的統計に期待される民間事業者の品質と対応力	早稲田大学 政治経済学術院	西郷浩氏	18名（うち 6名が当委員外）
2019年 2月15日	第7回	政府統計の外注化における民間事業者への期待	経済産業省 調査統計グループ企業統計室	澤野弘氏	21名（うち 9名が当委員外）

## 2.4 委員会等の傍聴

公的統計の改善・改革の審議が行われる総務省統計委員会及び総務省官民競争入札等監理委員会に対し、当委員会としても傍聴希望を表明し、出席して審議の行く末を注視した。

表 2-4-1 関係委員会の傍聴

傍聴した委員会名	開催日	本委員会と関連する主な議題
第78回産業統計部会及び 第80回サービス統計・企業 統計部会（合同部会）	2018年 5月31日	・中間年における経済構造統計の整備
第81回産業統計部会及び 第81回サービス統計・企業 統計部会（合同部会）	2018年 6月14日	・中間年における経済構造統計の整備（その2：基幹統計調査の再編）
第123回統計委員会	2018年 6月29日	・平成29年度統計法施行状況について ・統計幹事に期待する役割及び統計行政推進会議の設置について
第85回産業統計部会	2018年 7月19日	・農林業センサスの変更について
第127回統計委員会	2018年 10月25日	・諮問第120号「統計法施行規則の一部改正について」 ・部会の審議状況について
第90回人口・社会統計部会	2018年 10月29日	・全国消費実態調査及び家計調査の変更について
第92回人口・社会統計部会	2018年 11月12日	・全国消費実態調査及び家計調査の変更について

傍聴した委員会名	開催日	本委員会と関連する主な議題
第 128 回統計委員会	2018 年 11月 22 日	・ 諮問 116 号の答申「農業経営統計調査の変更について」 ・ 部会の審査状況について
第 2 回統計業務プロセス部会	2018 年 12月 13 日	・ 統計棚卸しの取組方針について ・ 書面調査の結果分析について
第 129 回統計委員会	2018 年 12月 17 日	・ 諮問 117 号の答申「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」
第 130 回統計委員会	2019 年 1月 17 日	・ 毎月勤労統計について
第 131 回統計委員会	2019 年 1月 30 日	・ 諮問第 124 号「毎月勤労統計調査の変更について」 ・ 部会の審議状況について ・ 基幹統計の点検結果について
第 14 回国民経済計算体系的整備部会	2019 年 2月 19 日	・ 生産面及び分配面の四半期別 GDP 速報等の検討状況について
第 1 回点検検証部会	2019 年 2月 19 日	・ 点検検証部会の運営について ・ 基幹統計の点検結果等について
点検検証部会第 1WG (第 1 回)	2019 年 3月 27 日	・ ワーキンググループにおけるヒアリングの進め方について ・ 国土交通省の基幹統計調査について(ヒアリング)

J M R A 会員各社の参考とするため、統計委員会及び基本計画部会、及び点検検証部会の傍聴報告を公的統計基盤整備委員会で行った。J M R A が注視すべき民間委託活用の方向性、民間委託される統計調査の品質確保・向上への取組みなどの議論や、「民間事業者の活用」「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更」等について報告した。特に 2018 年度は経済構造統計の再編につき、民間事業者への委託における課題やポイントといった点について注視し、同委員会に報告した。厚生労働省所管の「毎月勤労統計」「賃金構造基本統計調査」関連議案及び基幹統計調査の一斉点検についても、J M R A として状況を把握するため、及び精度の更なる向上のための示唆を得るため傍聴し、同委員会で報告した。

また、当委員会では、国、地方公共団体、関係団体等の取り組みについて理解を深めるため、総務省並びに(公財)統計情報研究開発センターが主催する全国統計大会に参加し、全体会議の場でその内容の共有を行っている。以下に本年度の行事内容を記載する。

#### <第 68 回全国統計大会>

##### 統計・データサイエンス活用セミナー

- ・ 地方公共団体における統計利活用受賞取組の発表(横須賀市、福岡市)
- ・ 第 66 回統計グラフ全国コンクール大臣賞受賞作品の発表
- ・ 第 66 回統計グラフ全国コンクール入選作品の展示

## 2.5 関係機関、関係団体の動向

### 2.5.1 一般社団法人 日本統計学会

(一社) 日本統計学会が 2011 年に創設した「統計検定」は受験者数が着実に増加しており、「統計検定」が定着していることが分かる。また現在、統計検定準 1 級、2 級、3 級、4 級は 6 月試験が実施されており、さらに統計検定 2 級、3 級、統計調査士は CBT (Computer Based Testing) 方式での試験も実施されている。

2018 年 11 月 25 日(日)に実施された試験の、1 級、2 級、3 級、4 級、統計調査士、専門統計調査士の受験者数は 5,564 人であり、合格者数、合格率は以下の表の通りである。

表 2-5-1-1 検定種別受験者数と合格率

検定種別	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
1 級「統計数理」	881	592	124	20.9%
1 級「統計応用」	833	548	108	19.7%
2 級	2,571	1,896	792	41.8%
3 級	1,608	1,391	899	64.6%
4 級	369	319	177	55.5%
統計調査士	579	495	274	55.4%
専門統計調査士	390	323	87	26.9%

出典:統計検定ホームページ

統計調査士と専門統計調査士の受験者数と合格率の推移をみると、統計調査士は 2011 年以降では受験者数が最も多くなった。合格率も 55.4% と 2011 年に次いで高い。2011 年は経験評価の影響が大きいと思われることから 2018 年の合格率は極めて高いといえる。一方専門統計調査士は、受験者数は過去最多となったものの、合格率は過去最低という結果であった。

表 2-5-1-2 統計調査士と専門統計調査士の受験者数と合格率の推移

		受験者数	合格者数	合格率
2011 年	統計調査士	286	167	58.4%
	専門統計調査士	258	206	79.8%
2012 年	統計調査士	302	149	49.3%
	専門統計調査士	205	107	52.2%
2013 年	統計調査士	403	170	42.2%
	専門統計調査士	229	93	40.6%
2014 年	統計調査士	410	156	38.1%
	専門統計調査士	227	88	38.8%
2015 年	統計調査士	404	148	36.6%
	専門統計調査士	209	67	32.1%
2016 年	統計調査士	452	245	54.2%
	専門統計調査士	257	76	29.6%
2017 年	統計調査士	424	230	54.2%
	専門統計調査士	272	120	44.1%
2018 年	統計調査士	495	274	55.4%
	専門統計調査士	323	87	26.9%

出典:統計検定ホームページ

参考文献:統計検定ホームページ

<http://www.toukei-kentei.jp/pt/pt-5956/> (2019 年 4 月 11 日閲覧)

## 2.5.2 一般社団法人 社会調査協会

(一社)社会調査協会が認定している社会調査士、専門社会調査士の 2018 年度の認定状況は以下の通りである。

表 2-5-2-1 社会調査士・専門社会調査士資格取得者数

	社会調査士	社会調査士 (キャンディデイト)	専門社会調査士 (正規)	専門社会調査士 (第 8 条規定)
2004 年度	167 名	530 名	0 名	301 名
2005 年度	449 名	1,109 名	1 名	424 名
2006 年度	999 名	1,609 名	9 名	290 名
2007 年度	1,455 名	1,929 名	25 名	257 名
2008 年度	2,067 名	2,269 名	45 名	171 名
2009 年度	2,612 名	2,349 名	40 名	129 名
2010 年度	2,829 名	2,294 名	52 名	129 名
2011 年度	2,938 名	2,224 名	41 名	107 名
2012 年度	2,843 名	2,201 名	72 名	126 名
2013 年度	2,763 名	2,122 名	69 名	106 名
2014 年度	2,748 名	1,798 名	56 名	102 名
2015 年度	2,487 名	1,851 名	59 名	101 名
2016 年度	2,402 名	1,621 名	53 名	81 名
2017 年度	2,217 名	1,717 名	61 名	109 名
2018 年度	1,924 名	1,913 名	60 名	100 名
合計	30,900 名	27,536 名	643 名	2,533 名

出典:社会調査協会ホームページ

表 2-5-2-2 専門社会調査士(キャンディデイト)資格取得者数

	専門社会調査士 (キャンディデイト)
2012 年度	2 名
2013 年度	2 名
2014 年度	1 名
2015 年度	0 名
2016 年度	1 名
2017 年度	0 名
2018 年度	0 名
合計	6 名

出典:社会調査協会ホームページ

社会調査士は、学部卒業生が単位を取得し社会調査協会に申請することで認定している 2008 年度以降、毎年安定して 2 千名以上を認定しており、社会調査士取得者数は、2018 年度には 3 万人を超えた。

専門社会調査士は大学院を修了する者に対して単位と修士論文を含む論文の審査で認定するケース(正規)、すでに社会人となっている教員や実務家を対象として論文審査と業績等によって認定するケース(8 条規定)がある。2018 年度は、専門社会調査士(正規)が 60 名認定された。専門社会調査士(8 条規定)、「教員」「実務者」「院生」に分類され、合計で 100 名が認定された。

表 2-5-2-3 専門社会調査士(正規)認定者数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
申請者数	59名	63名	55名	64名	62名
認定者数	56名	59名	53名	61名	60名
合格率	95%	94%	96%	95%	97%

出典:社会調査協会ホームページ

表 2-5-2-4 専門社会調査士(8条規定)の認定者数

	2015年			2016年			2017年			2018年		
	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率
教員	88名	76名	86%	80名	70名	88%	115名	98名	85%	88名	79名	90%
実務者	21名	17名	81%	12名	11名	92%	11名	7名	64%	16名	15名	94%
院生	11名	8名	73%	4名	0名	0%	7名	4名	57%	7名	6名	86%
合計	120名	101名	84%	96名	81名	84%	133名	109名	82%	111名	100名	90%

出典:社会調査協会ホームページ

専門社会調査士(正規)の合格率は最近数年90%を超えており、2018年は97%であった。

専門社会調査士(8条規定)の認定率は、2018年は合計で90%だった。

### 2.5.3 公益財団法人 統計情報研究開発センター

(公財)統計情報研究開発センター(以下、「シンフォニカ」という)と当委員会は、統計検定の統計調査士・専門統計調査士試験に有効な研修や出版物についての情報収集と情報交換を適宜行っている。

当委員会の活動と関係するシンフォニカの事業は、①地方公共団体等の統計職員を対象とした「統計実務基礎研修」、②「統計実務基礎知識」の発行、③「統計調査員のしおり」の発行の3つである。当委員会では「統計調査士」「専門統計調査士」の受験学習に向けて統計実務基礎研修と関係書籍(「統計実務基礎知識」「統計調査員のしおり」)を会員社に広報してきた。統計調査士の資格取得を目指す方にとって「統計実務基礎研修」は、公的統計を理解する上で最適な講座と考える。参加費用も7,000円(テキスト代込み)と格安で、受験者に推奨する講座であり、2018年度は5月31日～6月1日の2日間で実施された。また、「統計実務基礎知識」は、統計の役割、統計行政の概要に関する基礎的な事項から、統計の加工・分析の方法まで、統計実務全般を網羅している書籍であり、「統計調査員のしおり」は、統計調査員として知っておくべき統計調査の仕組みや統計調査員

の役割・仕事内容について、正しい知識を持つことを目的に編集されたものである。上記2冊は、統計調査員の実務を理解できるように総務省政策統括官（統計基準担当）の監修で作成されたテキストであり、「統計調査士」の受験対策に有効な書籍である。2019年は6月16日、11月24日に実施される統計検定の「統計調査士」「専門統計調査士」の受験者は、統計実務基礎研修の受講や「統計実務基礎知識」「統計調査員のしおり」の熟読が推奨される。

## 2.5.4 ISO/TC225 国内委員会兼マーケティング・リサーチ規格認証協議会

ISO/TC225 国内委員会及びマーケティング・リサーチ規格認証協議会は、調査品質安定によるリサーチに対する顧客の信頼性向上と国際的な個人情報保護法制強化への対応策として、ISO20252 の普及促進を図っている。

### (1) 2018年度の活動

#### ① 国際会議への参加と準備会での議論

JMRAは日本を代表してISO/TC225のPメンバー（会議参加権及び投票権を有する正規参加国）となっている。ISO/TC225国内委員会を組織し、情報収集と日本の意見をISO機関に伝えることを目的として、経済産業省、（一財）日本規格協会と情報交換を行いつつ、国際会議に専門委員を派遣し、ドラフトの内容確認や投票、コメント発信等の意見表明を行った。

#### ② ISO認証支援センター発足

ISO20252の普及促進のため、JMRAの新たな付属機関としてISO認証支援センターを7月に発足させた。同センターを通じて、ISO20252に関する以下のコンサルティングサービス（有料）を会員社向けに提供している。

- 1) ISO20252の第三者認証（新規）取得支援
- 2) 既存認証取得社に対する改善支援、更新サポート
- 3) ISO認証に関連するGDP（EUの新個人情報保護規制）対応に関する相談

#### ③ ISO20252（改定第3版）の発行

ISO/TC225より、ISO20252:2019が2019年2月に発行された。これに伴ってISO26362（アクセスパネル）が組み込まれ、ISO19731（デジタル分析／Web解析）の主要部分が引用された。

改定第3版での大きな変更点は、以下の通り。

- 1) アクセスパネルの運営管理プロセスが認証対象に（新）
- 2) ビッグデータ分析の管理プロセスが認証対象に（新）
- 3) 調査会社の得意領域に応じた、詳細な認証範囲の設定が可能に（改良）  
また、スキームオーナーとして、ISO20252の認証スキームを合わせて改定した。

#### ④ JIS規格作成事業に参加

ISO20252の普及促進のため、また公的統計調査の品質確保に資するために、ISO20252を日本の国家規格であるJISとして制定する活動を開始した。本件は、経済産業省及び（一財）日本規格協会の助成事業に採択されている。2019年の秋頃までに、

J I S 化される見通しである。

##### ⑤ 当委員会・コンプライアンス委員会との連携

公的統計調査における民間活用の基盤整備を目的とする当委員会と連携し、府省に対して意見交換会などの場で I S O 20252 の有用性をアピールするとともに、公的統計における「プロセス保証」に関する情報提供を行った。また、I S O とともに密接に関連する G D P R (E U の新個人情報保護規制) 対応のため、会員社向けに各種セミナー等を通じた情報発信と注意喚起を行うとともに、I S O 20252 認証取得の意義をアピールした。

#### (2) 2019 年度の活動予定

##### ① 新 I S O 20252 の認証体制の整備

I S O 20252 及び同認証スキームの改定に合わせ、新たな認証支援体制を整備していく。具体的には、新規格の理解及び解釈のための「英和対訳版」、「ガイドライン」の改定・発行に取り組む。また、引き続き当委員会等と連携し、国際的な潮流への対応、公的統計業務における I S O 20252 の「プロセス保証」への活用、入札案件での加点ポイント化等を働きかけていく。

##### ② 認証取得支援のためのセミナー、アンケート等の実施

リサーチューザー、リサーチ会社、審査機関、府省とともに議論を進め、各種セミナー開催やアンケート等を通じて、新 J I S 規格となる J I S (X) 20252 の普及・認証取得促進に努めていく。

#### 2.5.5 公益財団法人 日本世論調査協会

公益財団法人日本世論調査協会の 2018 年度研究大会は 2018 年 11 月 9 日に同志社大学東京サテライトキャンパスで開催された。大会は 2 部構成で行われ、第 1 部では全 5 件の研究成果が発表された。第 2 部では「次世代の世論調査を探る」を主題として、津田塾大学曾根原登教授の講演と 3 件の基調報告がなされた。その後、社会データ構造化センターの吉野諒三センター長の司会のもと、新聞社・調査会社の世論調査担当及び大学の研究者、併せて 5 名が「ビッグデータ時代の世論調査の可能性」をテーマにシンポジウム形式で議論した。

特定のテーマで行われる研究会は 2019 年 1 月 18 日に、「”Selection of Model Selection Methods and Its Application in Survey Data Analysis”」をテーマに行われ、中国人民大学統計研究院の李揚副院長から中国における独自調査の結果と最新の分析手法について紹介された。

---

### **第3章 公的統計基盤整備委員会の活動(小委員会)**

---



## 第3章 公的統計基盤整備委員会の活動（小委員会）

### 3.1 市場動向分析小委員会

#### 3.1.1 市場動向分析小委員会の活動

##### (1) 目的

当小委員会の目的は、公的統計市場における諸情報を収集・分析し、市場動向の現状や方向性の把握に資する有用な情報を内外に提供することである。

##### (2) 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

- ①府省における民間事業者を活用した案件の落札情報
- ②「調査インフラ等に関する実態調査」結果

##### (3) 検討方法

本年度も昨年度に引き続き、上記に掲げた課題について公的統計市場における情報を収集し、分析を加えた。

府省における民間事業者を活用した案件の落札情報は、統計月報等による案件のリストアップ、各府省のホームページ、民間の入札情報データベースにおける落札情報、実施部局からのヒアリング等によって収集を行っている。収集後の情報は府省別、委託先別等の視点で分析を加えている。

J M R A会員社を対象とした調査は、昨年度に一旦休止したものの、今年度から再開し、2008年度より数え本年度で10回目となった。「調査インフラ等に関する実態調査」と改称してからは、6回目の調査となっている。

##### (4) 運営体制

当小委員会は以下のメンバーで運営した。

◎ (株)インテージリサーチ	鋤柄 卓也
○ (株)アスマーク	里村 雅幸
(株)ビデオリサーチ	森 正実
(株)インテージ	土屋 薫
(株)日本リサーチセンター	吉田 佳子(2018年9月まで)
(株)日本リサーチセンター	小島 香 (2018年10月から)
(株)サーベイリサーチセンター	高輪 哲誉
エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ (株)	仲田 優

◎：リーダー ○：サブリーダー

### 3.1.2 検討結果の要約

#### (1) 公的統計の民間開放の状況

2018年度の民間事業者等を活用した公的統計は98本、63億2,460万円であった。このうち、JMRA会員社における受託金額の合計は40億3,329万円であり、全体の約64%を占めている。

府省別に見ると、本数では経済産業省の26本、次いで厚生労働省20本、国土交通省15本の順となっている。金額では経済産業省の19億円、次いで総務省16億円、国土交通省15億円の順となっている。

府省によって情報の所在状況が異なり、効率的な収集活動を行いにくかったことが落札情報の収集活動における課題としてあげられる。各府省における落札情報の掲載状況は表3-1-3-1にまとめたとおり、掲載されている内容やホームページの構造にも差異が認められている。

表3-1-2-1 2018年度における民間事業者を活用した統計調査の総括表

	総計	JMRA会員社	シンクタンク	その他の民間	団体
総 計	98	41	8	42	7
	6,324,598	4,033,290	1,202,850	1,027,443	61,015
内 閣 府	8	6	1	1	0
	349,437	231,732	113,940	3,765	0
総 務 省	9	6	0	3	0
	1,592,813	1,555,884	0	36,929	0
財 務 省	1	0	0	1	0
	41,705	0	0	41,705	0
文 部 科 学 省	3	1	0	2	0
	20,887	11,448	0	9,439	0
厚 生 労 働 省	20	7	1	12	0
	562,855	382,858	81,821	98,175	0
農 林 水 産 省	12	5	2	2	3
	311,689	255,535	23,546	3,531	29,077
経 済 産 業 省	26	12	2	8	4
	1,884,837	1,072,681	310,368	469,850	31,938
国 土 交 通 省	15	4	2	9	0
	1,532,328	523,152	673,175	336,001	0
環 境 省	4	0	0	4	0
	28,048	0	0	28,048	0

注1 表3-1-3-2を集計、編集して作成。

注2 各欄の上段は受託本数(単位:本)、下段は受託金額(単位:千円)を表す。

注3 個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係による。

## (2) J M R A 会員社の調査インフラの状況（「調査インフラ等に関する実態調査」より）

J M R A の会員社に対する調査は、本年度で 10 回目となり、「調査インフラ等に関する実態調査」と調査タイトルを改称してからは 6 回目の調査となる。主に聴取をしたのは、「調査員」、「社員の育成」、「勤務制度」、「社員の資格」、「調査パネル（調査実施可能な規模）」、「新技術への取り組み」、「府省からの委託業務への参入意向」、「各種規格認証」である。

2018 年度の聴取項目のうち、「社員の資格」、「府省から受託した手法別本数」、「官公庁業務とのかかわり」について、調査結果概要を以下に記す。詳細については巻末の資料編を参照されたい。

社員の資格について、統計調査士が 16 社、261 人、専門統計調査士が 17 社、245 人である。総受験者数に占める J M R A 会員社の受験者数の割合は、専門統計調査士が約 3 割、統計調査士が 1 割半となった。J M R A 会員社における専門統計調査士の支援状況は、前回（2016 年度）調査に比べ、専門統計調査士と統計調査士の推奨および選択的推奨の割合が 1 割程低くなっている。一方、会社が全部または一部費用を負担する社の割合は、受験者が全額個人負担する社より、やや上回る結果となった。統計調査士・専門統計調査士受験対策講座の認知については 5 割半であり、このうち 1 割半が受験対策講座に参加している。受験対策講座への非参加理由としては、地理的条件（交通費の負担）や必要性がないといった意見があがっている。統計調査士および専門統計調査士に関する意見としては、資格取得を推奨する意見がある一方で、必要性や活用場面、業務領域との関連性がネックとなり、資格取得に否定的な意見も見受けられる。

J M R A 会員社における府省からの受託本数は 412 本であった。調査手法別の案件本数について、訪問調査は 61 本、郵送調査は 155 本、インターネット調査は 93 本、その他調査は 65 本、調査手法不明との回答が 38 本となっている。インターネット調査の自社パネル保有率は約 3 割（19 社）であった。提携する他社保有のパネルは郵送調査が約 2 割、インターネットは 5 割である。

府省案件の変動費は、約 3 割の会員社が 70% 以上と回答している。府省からの委託業務への参入意向は 3 割半あり、参入希望手法はインターネット調査が約 5 割と最も高くなっている。参入意向のあった会員社のうち、約 7 割が「条件によっては参入したい」と回答しており、主に費用対効果の面で採算が合えば参入を検討したいとの意見があがった。一方、参入したくない理由としては、利益確保に次いで自社の特性が生かされないといった意見がみられた。

### 3.1.3 公的統計の民間開放の状況

#### (1) 2018年度公的統計の民間開放の状況

2018年度における公的統計の民間開放の状況把握にあたっては、主に下記の2ステップで情報収集・整備を行った。

1つ目のステップでは、民間事業者を活用している公的統計のリストアップを行った。なお、当小委員会での民間事業者の活用とは、「調査客体からのデータ収集を中心業務として、その前後の調査票の配布、問い合わせ対応、督促、回収、疑義照会等の連続した作業工程を含む包括的な業務の委託」と定義している。リストは主に、下記の条件に該当する案件を対象とした。その条件とは、①「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況（統計月報）」総務省政策統括官（統計基準担当）に掲載されている基幹統計および一般統計、②昨年度の当小委員会の作成資料において調査周期が毎年となっていたもの、③前々年度以前の当小委員会の作成資料において調査周期が隔年以上の周期で2018年度が実施年度に該当するとみられるものである。

2つ目のステップでは委託先と契約金額の確認を行った。具体的には、各府省ホームページの調達情報・仕様書情報の閲覧、各府省の統計主管部局や会計課ないしは実施部局への電話での照会および訪問、民間企業が提供する入札情報サービス等によって確認を行った。確認内容は種別、調査名、調査手法、調査周期、根拠法、委託先、契約金額とした。

表 3-1-3-1 各府省のホームページにおける落札情報の掲載状況について

落札情報ページへのパス								
	トップページURL	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	外部サイト
内閣府	http://www.cao.go.jp/	トップページ >調達情報 (画面下部関連情報・関連サイトバナー)	調達情報>調達公示等>各種公表物<公共調達に関する公表 (契約状況の公表)	競争入札を実施した契約に関する情報 (物品役務等)	該当年度のPDFまたはエクセル選択			
総務省統計局	http://www.stat.go.jp/	トップページ >インフォメーション	調達情報	公共調達の適正化に基づく公表	該当年・月のPDFまたはエクセル選択			
総務省	http://www.soumu.go.jp/	トップページ 【申請・手続】内 >調達情報・電子入札 (画面右側バナー)	調達情報・電子入札	調達情報	【総務省内の調達情報提供】大臣官房会計課など各部局、施設を選択	公共調達に係る公表※大臣官房会計課の場合	該当年・月のPDFまたはエクセル選択	
財務省	https://www.mof.go.jp/	トップページ >調達情報 (画面中程右側のバナー)	調達情報	入札・落札等情報 (物品・役務)	該当年度選択			
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/	トップページ 【申請・募集・情報公開】 (画面上部の右端) >調達情報	調達情報一覧	厚生労働省本省※本省場合。 そのほか、各部局、施設の選択が可能。	落札公示※本省の場合。	該当案件選択		
農林水産省	http://www.maff.go.jp/	トップページ >【ご意見・お問い合わせ】 (画面下部右側)	【調達・入札】>調達情報・公表事項	【入札情報】入札公告等の情報 (物品・役務/建設工事及び測量・建設コンサルタント関係)	随意契約に関する公示落札者の公示 (WTO対象案件に限る) >落札者等 ※画面右最下部	該当案件選択		
経済産業省	http://www.meti.go.jp/	トップページ >申請・お問い合わせ (画面上)	調達・予算執行	入札結果・契約結果	該当年・月の競争入札または随意契約「物品役務等」「委託契約」を選択			
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/	トップページ >お問合せ・申請 (上部バナー)	調達情報	調達情報	統一資格審査申請・調達情報検索サイト (外部サイト) >落札者等の公示	検索画面 ※分類・調達機関・調達機関所在地・官報掲載日・調達案件名が入力可能	調達案件一覧表示	http://www.chotatujoho.go.jp/cssjs/pr005/JohoInActionJP.do
環境省	http://www.env.go.jp/	トップページ >>申請・届出・公募 (画面上部)	調達情報	過去の契約情報	契約締結情報の公表	該当契約年選択	該当契約月・競争入札・随意契約選択	
文部科学省	http://www.mext.go.jp/	トップページ >会見・報道・お知らせ	調達総合案内	行政の効率化	予算の支出状況等の公表	平成〇年度予算の支出状況等の公表	委託調査費の支出状況 (四半期ごと)	

	落札情報の掲載内容										
	品目分類番号	調達件名及び数量	調達方法	契約方式	落札決定日	落札者の氏名及び住所	落札価格	入札公告日または公示日	随意契約の場合はその理由	指名業者名	落札方式
内閣府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省統計局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省	-	あり(調達件名のみ)	あり	なし	あり	あり(H29からなし)	H29からなし(H28まで税込)	あり(入札公告日のみ)	-	-	あり
厚生労働省	あり	あり	あり	あり	あり(随意契約の場合は契約日)	あり(随意契約の場合は契約者)	あり(随意契約の場合は契約価格)	あり	あり	あり(指名競争入札の場合)	あり
農林水産省	あり	あり	あり	あり	あり(随意契約の場合は契約日)	あり(随意契約の場合は契約者)	あり(随意契約の場合は契約価格)	あり	あり	あり(指名競争入札の場合)	あり
経済産業省	-	-	-	-	-	-	-	-	あり	-	-
国土交通省	あり	あり	あり	あり	あり(随意契約の場合は契約日)	あり(随意契約の場合は契約者)	あり(随意契約の場合は契約価格)	あり	あり	あり(指名競争入札の場合)	あり
環境省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
文部科学省	-	あり	あり	あり	-	あり	-	-	-	-	あり

落札情報の掲載内容										
	予定価格	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約担当官等の氏名並びに部局の名称及び所在地	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	契約金額	落札率	その他	
内閣府	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	法人番号 公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数 備考	
総務省統計局	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数 備考	
総務省	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	契約の相手方の法人番号 公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数 備考	
財務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
厚生労働省	あり	-	-	-	-	-	-	-	-	
農林水産省	あり	-	-	-	-	-	-	-	-	
経済産業省	あり ※非公表の場合が多い	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり ※非公表の場合が多い	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数 備考	
国土交通省	あり	-	-	-	-	-	-	-	調達機関番号、所在地番号	
環境省	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数 備考	
文部科学省	あり	-	あり	あり	-	あり	あり	あり	法人番号 成果物	

落札情報の掲載					
	案件名等の検索機能	案件の掲載期間	案件の掲載単位	個別案件の表示形式	付帯情報の掲載
内閣府	なし	2012/4~	1年	P D F・エクセル形式	備考欄あり
総務省統計局	なし	2017/7~	1か月	P D F・エクセル形式	備考欄あり
総務省	なし	2017/6~	1か月	P D F・エクセル形式	備考欄あり
財務省	なし	2015/4~	1年	エクセル形式	入札公告も同時に表示
厚生労働省	なし	2015/5~	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
農林水産省	なし	2016/4~	官報掲載の都度 (1日単位)	PDF形式	落札情報のみ
経済産業省	なし	2012/4~	1年	エクセル形式	備考欄あり
国土交通省	あり	2017/4~	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
環境省	なし	2013/4~	1年	エクセル形式	備考欄あり
文部科学省	あり	2006/10~	3か月	エクセル形式	備考欄あり

注 JMRA公的統計基盤整備委員会調べ。(各府省のホームページの情報は 2018 年 8 月時点)

表 3-1-3-2 2018 年度民間事業者を活用した統計調査の一覧

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
<b>総合計</b>								<b>6,324,598,126</b>
<b>【内閣府】</b>								<b>349,436,915</b>
1	一般	消費動向調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送、調査員、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	99,000,000 (297,000,000)	3-①
2	一般	企業行動に関するアンケート調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	20,520,000	
3	一般	民間企業投資・除却調査 (経済社会総合研究所国民経済計算部国民資産課)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	41,526,000	
4	一般	民間非営利団体実態調査 (経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	3,764,915	
5	一般	景気ウオッチャー調査 (政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(地域担当)付)	オンライン(電話自動応答システム等)	毎月	会計	シンクタンク	113,940,000	
6	一般	青少年のインターネット利用環境実態調査 (青少年環境整備担当)	郵送、調査員、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	31,179,600	
7	一般	高齢者の住宅と生活環境に関する調査 (政策統括官(共生社会政策担当)付高齢社会対策担当)	調査員	1回限り	会計	JMRA会員社	12,798,000	
8	一般	生活状況に関する調査 (政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年支援担当)付)	調査員	1回限り	会計	JMRA会員社	26,708,400	
<b>【総務省】</b>								<b>1,592,812,554</b>
9	基幹	科学技術研究調査 (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	24,314,400 (72,943,200)	3-②
10	一般	情報通信業基本調査(総務省実施分) (情報通信国際戦略局情報通信政策課)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	7,592,400	
11	一般	通信利用動向調査 (情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	46,958,400	
12	一般	サービス産業動向調査(A) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、調査員、オンライン	毎月	公共	JMRA会員社	355,680,000 (1,067,040,000)	3-③
13	一般	サービス産業動向調査(B) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、調査員、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	313,200,000 (939,600,000)	3-①
14	一般	家計消費状況調査(A) (統計局統計調査部消費統計課)	郵送、調査員、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	551,652,954 (1,654,958,863)	3-③
15	一般	家計消費単身モニタ調査 (統計局統計調査部消費統計課)	オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	280,800,000 (1,123,200,000)	4-①
16	一般	「女性活躍の推進に関する企業の取組と効果」に関するアンケート調査 (行政評価局評価監視官(内閣・規制改革等担当)室)	郵送、オンライン	1回限り	会計	その他の民間	6,156,000	
17	一般	農業の6次産業化の取組に関するアンケート調査 (行政評価局評価監視官(農林水産・防衛担当)室)	郵送、オンライン	1回限り	会計	その他の民間	6,458,400	
<b>【財務省】</b>								<b>41,704,931</b>
18	基幹	民間給与実態統計調査 (国税庁長官官房企画課調査統計係)	郵送、オンライン	毎年	公共	その他の民間	41,704,931 (166,819,725)	4-①
<b>【文部科学省】</b>								<b>20,887,200</b>
19	一般	学校給食栄養報告 (初等中等教育局健康教育・食育課)	オンライン	毎年	会計	その他の民間	1,015,200	
20	一般	民間企業の研究活動に関する調査 (科学技術・政策研究所第2研究グループ)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	8,424,000	
21	一般	大学等におけるフルタイム換算データに関する調査 (科学技術・学術政策局企画評価課)	オンライン	5年	会計	JMRA会員社	11,448,000	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
<b>【厚生労働省】</b>								
22	一般	最低賃金に関する基礎調査 (労働基準局賃金課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	31,406,400	
23	一般	雇用動向調査 (政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	60,426,000	
24	一般	就労条件総合調査 (政策統括官付参事官付賃金福祉統計室)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	17,280,000 (51,840,000)	3-②
25	一般	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 (政策統括官付参事官付社会統計室)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	190,100,000 (570,300,000)	3-①
26	一般	能力開発基本調査 (人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室)	郵送、調査員、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	46,332,000 (138,996,000)	3-②
27	一般	消費生活協同組合(連合会)実態調査 (社会・援護局地域福祉課生協第二係)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,500,000	
28	一般	特定保険医療材料価格調査 (医政局経済課材料価格係)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	19,386,000	
29	一般	雇用均等基本調査 (雇用環境・均等局雇用機会均等課政策係)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	4,255,200	
30	一般	病院報告 (政策統括官付参事官付保健統計室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	6,512,400	
31	一般	医薬品価格調査 (医政局経済課薬価係)	郵送、オンライン	2年	会計	JMRA会員社	9,590,400	
32	一般	人口動態調査 (政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室)	郵送	毎月	会計	その他の民間	7,776,000	
33	一般	平成30年度医療施設動態調査 (政策統括官付参事官付保健統計室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	5,811,480	
34	一般	平成30年度介護事業実態調査 (老健局老人保健課)	郵送、オンライン	毎年	会計	シンクタンク	81,820,800	
35	基幹	平成30年国民生活基礎調査 (政策統括官付参事官付世帯統計室)	調査員	毎年	会計	その他の民間	4,849,200	
36	一般	社会保障生計調査 (社会・援護局保護課調査係)	調査員	毎年	会計	その他の民間	7,560,000	
37	一般	第6回21世紀成年人縦断調査及び第13回中高年者縦断調査 (政策統括官付参事官付世帯統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	5,400,000	
38	一般	被保護者調査年次調査 (社会・援護局保護課)	オンライン	毎年	会計	その他の民間	4,828,680	
39	一般	医療扶助実態調査 (社会・援護局保護課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	9,500,000	
40	一般	障害者雇用実態調査 (職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課地域就労支援室)	郵送、調査員、オンライン	5年	会計	JMRA会員社	39,744,000	
41	一般	若年者雇用実態調査 (政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室)	郵送	不定期	会計	その他の民間	7,776,000	
<b>【農林水産省】</b>								
42	一般	畜産物流調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、調査員、オンライン、電話、FAX	実施日	会計	団体	2,865,240	
43	基幹	牛乳乳製品統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、調査員、オンライン	毎月	公共	JMRA会員社	8,424,000 (42,120,000)	5-③
44	一般	木材流通統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送、オンライン、FAX	毎月	公共	団体	5,400,000 (16,200,000)	3-③
45	一般	内水面漁業生産統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送、調査員、オンライン、FAX	毎年	公共	JMRA会員社	64,882,296 (259,529,184)	4-④
46	一般	農業物価統計調査 (大臣官房統計部経営・構造統計課)	郵送、調査員、オンライン、FAX	毎月	公共	JMRA会員社	104,738,400 (523,692,000)	5-④
47	一般	食品製造業におけるHACCPに沿った衛生管理の導入状況実態調査 (食料産業局食品製造課食品企業行動室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,375,892	
48	一般	花き産業振興総合調査 (生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室)	郵送、電子メール	毎年	会計	その他の民間	1,155,600	
49	一般	6次産業化総合調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	36,504,000	
50	一般	野生鳥獣資源利用実態調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	シンクタンク	2,894,400	
51	一般	容器包装利用・製造等実態調査 (食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室)	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	シンクタンク	20,651,671	
52	一般	食品流通段階別価格形成調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、職員、オンライン	1回限り	会計	JMRA会員社	40,986,000	
53	一般	水産物流調査 (水産庁漁政部加工流通課)	郵送、オンライン、FAX	毎年	公共	団体	20,811,600 (62,434,800)	3-①

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
<b>【経済産業省】</b>								
54	基幹	経済産業省企業活動基本調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	127,116,000 (381,348,000)	3-①
55	一般	情報通信業基本調査(経済産業省実施分) (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	68,040,000 (204,120,000)	3-①
56	一般	海外事業活動基本調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	50,251,656	
57	一般	海外現地法人四半期調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	四半期	会計	JMRA会員社	17,010,000 (68,040,000)	4-②
58	一般	特定サービス産業動態統計調査 (大臣官房調査統計グループサービス動態統計室)	郵送、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	34,020,000 (136,080,000)	4-②
59	一般	工場立地動向調査 (地域経済産業グループ地域企業高度化推進課)	郵送	半年	会計	その他の民間	1,488,240	
60	一般	容器包装利用・製造等実態調査 (産業技術環境局リサイクル推進課)	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	シンクタンク	24,168,329	
61	一般	鉄鋼需給動態統計調査及び鉄鋼生産内訳月報に関する統計調査 (製造産業局金属課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	2,008,800	
62	一般	碎石等動態統計調査 (製造産業局素材産業課骨材班)	郵送	四半期	会計	団体	5,238,000	
63	一般	生コンクリート流通統計調査 (製造産業局素材産業課セメント班)	郵送	四半期	会計	その他の民間	6,804,000	
64	一般	金属加工統計調査(金属プレス加工月報) (製造産業局産業機械課素材形材産業室)	郵送	毎月	会計	その他の民間	1,542,996	
65	一般	外資系企業動向調査 (貿易経済協力局投資促進課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	19,440,000	
66	基幹	商業動態統計調査 (大臣官房調査統計グループサービス動態統計室商業動態統計班)	郵送、調査員、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	49,680,000	
67	基幹	生産動態統計調査 (大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室)	郵送、調査員、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	129,600,000	
68	基幹	工業統計調査 (大臣官房調査統計グループ構造統計室(工業統計班))	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	278,640,000	
69	基幹	特定サービス産業実態調査 (大臣官房調査統計グループ構造統計室(サービス産業実態統計班))	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	250,560,000	
70	一般	ピックデータを活用した商業動態統計調査(試験調査:家電大型専門店分野) (大臣官房調査統計グループサービス動態統計室)	オンライン	毎日	会計	JMRA会員社	46,303,488	
71	一般	製造工業生産予測調査 (大臣官房調査統計グループ経済解析室)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	3,405,780	
72	一般	エネルギー消費状況調査(エネルギー消費統計調査) (資源エネルギー庁長官官房総務課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	377,962,272	
73	基幹	石油製品需給動態統計調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	毎月	公共	JMRA会員社	45,900,000 (183,600,000)	4-②
74	一般	石油輸入調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	毎月	公共	JMRA会員社	上記金額に含む 上記金額に含む	4-②
75	基幹	経済産業省特定業種石油等消費統計調査 (資源エネルギー庁長官官房総務課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	21,285,161	
76	一般	非鉄金属等需給動態統計調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	1,879,200	
77	一般	知的財産活動調査 (特許庁総務部企画調査課知財動向班)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	25,812,000	
78	一般	模倣被害実態調査 (総務部国際協力課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	10,481,423	
79	一般	中小企業実態基本調査 (中小企業庁事業環境部企画課調査室)	郵送、オンライン	毎年	会計	シンクタンク	286,200,000	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
<b>【国土交通省】</b>								
80	一般	建築物リフォーム・リニューアル調査 (総合政策局情報政策課建設経済統計調査室)	郵送、オンライン	四半期	会計	その他の民間	10,152,000	
81	一般	建設関連業等の動態調査 (総合政策局情報政策課建設経済統計調査室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	3,531,600 (10,594,800)	3-③
82	基幹	自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査 (総合政策局情報政策課交通経済統計調査室)	郵送	毎月	会計	その他の民間	79,704,000	
83	基幹	内航船舶輸送統計調査 (総合政策局情報政策課交通経済統計調査室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	8,283,600	
84	一般	住宅市場動向調査 (住宅局住宅政策課)	調査員	毎年	会計	JMRA会員社	20,412,000	
85	一般	土地保有移動調査 (土地・建設産業局企画課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	5,162,400	
86	一般(公的)	企業の土地取引及び土地所有・利用状況に関する調査 (土地・建設産業局不動産市場整備課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	7,560,000	
87	一般	建設資材・労働力需要実態調査 (土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	8,631,360	
88	一般	国際航空旅客動態調査 (航空局航空ネットワーク部空港計画課)	調査員	毎年	公共	その他の民間	62,996,400 (188,989,200)	3-②
89	一般	国際航空貨物動態調査及び航空貨物動態調査 (航空ネットワーク部空港計画課)	郵送、オンライン	2年	会計	シンクタンク	23,760,000	
90	一般	住生活総合調査 (住宅局住宅政策課)	郵送、調査員、オンライン	5年	会計	その他の民間	149,979,600	
91	基幹	法人土地・建物基本調査 (土地・建設産業局企画課)	郵送、オンライン	5年	会計	シンクタンク	649,414,800	
92	一般	旅行・観光消費動向調査 (観光庁観光戦略課観光統計調査室)	郵送	四半期	会計	JMRA会員社	62,100,000	
93	一般	宿泊旅行統計調査 (観光庁観光戦略課観光統計調査室)	郵送、オンライン	四半期	会計	JMRA会員社	172,800,000	
94	一般	訪日外国人消費動向調査 (観光庁観光戦略課観光統計調査室)	調査員	四半期	会計	JMRA会員社	267,840,000	
<b>【環境省】</b>								
95	一般	産業廃棄物排出・処理状況調査 (環境再生・資源循環局廃棄物規制課)	オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,192,400	
96	一般	環境にやさしい企業行動調査 (総合環境政策局環境経済課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	4,816,800	
97	一般	環境保健サベイランス調査(6歳児) (大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保健業務室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	11,534,562	
98	一般	水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査 (水・大気環境局水環境課)	郵送、オンライン	2年	公共	その他の民間	9,504,000 (47,520,000)	5-②

注 1 JMRA公的統計基盤整備委員会調べ。情報ソースは下記の通り。

- (1) 総務省政策統括官(統計基準担当)「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」
- (2) 各府省ホームページにおける落札情報
- (3) 実施部局等へのヒアリング
- (4) 民間企業が提供する入札情報サービス

注 2 各欄における語句等の補足および注釈は下記の通りである。

種別 基幹:基幹統計、一般:一般統計

根拠法 公共:公共サービス改革法、会計:会計法

委託先 1. JMRA会員社(賛助会員社含む)、2.シンクタンク、3.その他の民間企業、4.団体に区分。

契約金額 ( )内の金額は複数年契約の総額を表す。

備考 例えば、3-③は3年契約の3年目であることを表す。

注 3 複数の異なる調査を一本化して発注している場合、契約金額は一本化して表記しているが、本数としては複数の調査としてカウントをしている。

注 4 複数年契約となっている公的統計の契約金額は、年度毎の金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は契約時の金額(総額)を契約年数で単純に除した金額を記載している。

### 3.2 ガイドライン推進小委員会

#### 3.2.1 「ガイドライン推進小委員会」と2018年度テーマについて

当小委員会は、2008年に「応札業務に関する諸問題検討」小委員会として発足し、以後「民間版ガイドラインの検討」小委員会、「ガイドライン推進」小委員会と名称は変わったが、具体的な統計調査業務の仕様書を精読し、応札業務の側面から品質の高い公的統計のための入札説明書・仕様書に関する提言を行ってきた。当小委員会の活動は、これまで一貫して入札説明書・仕様書をめぐるものである<sup>1</sup>。その理由は、我々民間事業者が公的統計調査業務に応札し受託するにあたり、つねに品質確保とコストの両方を見据え、その鍵となるのが入札説明書・仕様書だからである。

2017年(平成29年)3月に、統計調査業務の民間委託において各府省の指針となる、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という)が約5年ぶりに改正された。統計改革推進会議の最終取りまとめを経て、2018年(平成30年)3月には、「公的統計の整備に関する基本的な計画」が1年前倒しで変更された。第Ⅲ期基本計画では、「第3公的統計の整備に必要な事項、2統計の品質確保、(2)民間委託された統計調査の品質確保・向上」の節に、ガイドラインにプロセス保証の観点を追加する改定を行ったこと、総務省ではガイドラインに沿った仕様書等の改善を各府省に促すなどして、民間事業者の適正な活用を図っていることが明記された。このプロセス保証の考え方を導入した改正後ガイドラインが、各府省が作成する入札説明書・仕様書にどう反映されていくのか、民間事業者としては注目するところである。

そこで2018年度は、ガイドライン改正を受けて3つの公的統計調査業務の入札説明書・仕様書を探り上げ、改正後ガイドラインに基づいて当小委員会が作成したチェックリストを用いて検証し、応札者の視点で評価することにした。

当小委員会ではこれまで、具体的な統計調査業務の入札説明書・仕様書について分析してきた。仕様書を分析する評価尺度は、2012年4月改正のガイドライン(旧ガイドライン)に基づき、当小委員会が作成したチェックリストである。ガイドラインの2017年3月改正に伴い、当小委員会では改正後ガイドラインに対応した新たな仕様書チェックリストの作成も行った。

##### (1) 検討課題

- ①2012年4月改正ガイドラインに準拠し、これまで当小委員会が仕様書評価に用いてきたチェックリストを、改正後ガイドラインに基づくチェックリストに改訂する。
- ②2017年3月改正から一定の時間を経た時期の入札案件について、それらの入札説明書・仕様書が改正後ガイドラインにどの程度沿っているか、新たなチェックリストに基づいて検証し、応札者の視点で評価する。

##### (2) 対象案件

下表の3つの公的統計調査業務を対象案件とした。これらを選んだ理由は、2017年3月改正ガイドラインの府省への浸透を待ち、改正から1年程度経った後に入札公示され

<sup>1</sup> 3.2.4末「別表 JMRA公的統計基盤整備委員会・ガイドライン推進小委員会 2008～2017年度の活動概要」

た案件の中から選択したことがまず挙げられる。また過去に当小委員会レポートで採り上げたことの有無なども考慮した。

なお公共サービス改革法(公サ法)に基づいて入札が行われる統計調査業務については、対象としなかった。公サ法による入札の仕様書は、官民競争入札等監理委員会で審議され、そこでのチェックを受けることから、各府省がガイドラインの改正を受けて、仕様書に新たにプロセス保証の考え方を取り入れたかなどを検証するには、会計法による入札案件の方が適していると思われたため、会計法によって行われる入札案件の中から対象を選んだ。

表 3-2-1-1 仕様書チェックの対象案件

調査名	実施府省	統計の種類	J M R A 受託状況
平成 30 年度商業動態統計調査	経済産業省	基幹統計	J M R A 会員社 受託経験あり
サービス産業動向調査(平成 30~32 年度)	総務省	一般統計	J M R A 会員社 受託経験あり
旅行・観光消費動向調査(平成 30 年度)	国土交通省 観光庁	一般統計	J M R A 会員社 受託経験あり

### (3) 運営体制

仕様書評価の尺度となるチェックリストの改訂については、まず初めに改正後ガイドラインを小項目に分解した。その上で、小項目が仕様書チェックリストとして適切に機能するか、具体的な仕様書精読と並行して検討しつつ、各小項目の扱い方を決めていった。

入札説明書・仕様書の分析は、1 案件につき 3~4 名の委員で担当した。仕様書チェックリストとの対応状況の判定については、毎月の小委員会で相互に判定基準について意見交換を行い、基準の共有化を確認しながら実施した。

担当した委員は次のとおりである。

◎(一社)輿論科学協会	井田 潤治
○(株)日経リサーチ	深井 潔
個人会員(前(株)インテージリサーチ)	飯田 房男
(株)サーベイリサーチセンター	岩崎 雅宏
個人会員(前(株)日本リサーチセンター)	武井 雅
(株)リサーチ・アンド・ディベロプメント	都竹 泰生
(株)日本リサーチセンター	中村 英朗
(株)S R D アソシエイツ	南條 晃一
(一社)新情報センター	平栗 紀生

※敬称略、順不同、◎：リーダー、○：サブリーダー

### 3.2.2 3つの入札案件の入札説明書・仕様書評価の要約

#### (1) 3つの調査仕様の概要と評価項目

##### ① 調査仕様の概要

3つの調査仕様の概要は表3-2-2-1のとおりである。調査方式は、「商業動態統計調査」と「旅行・観光消費動向調査」は郵送・オンライン方式で、「サービス産業動向調査」は郵送・オンライン方式に加えて、一部客体には調査員による訪問回収を行う。

表3-2-2-1 3入札案件の調査仕様の概要

	平成30年度 商業動態統計調査 (経済産業省)	サービス産業動向調査 (平成30~32年度) (総務省)	旅行・観光消費動向調査 (平成30年度) (国土交通省観光庁)
調査時期	周期:毎月 調査時期:3ヶ月分調査～翌年2ヶ月分調査	周期:毎月 調査時期:平成31年1月調査から平成32年12月調査	周期:四半期 調査時期:4月、7月、10月、1月
調査対象	日本標準産業分類大分類I～卸売業、小売業のうち代理商、仲立業を除く全国の事業所	サービス産業に属する企業等又は事業所	日本国内に居住する一般個人
調査客対数	約18,000事業所又は企業	約11,000企業等及び約25,000事業所	約26,000人
調査系統	(1)指定事業所甲、乙及び調査区事業所:本省→都道府県知事→統計調査員→事業所(報告者)(2)指定事業所丙、指定企業丁1～4:本省→事業所又は企業(報告者)	本省→民間事業者→報告者	本省→民間事業者→報告者
民間委託の状況	調査票等の印刷	○	○
	調査票等の配布・回収	○郵送・オンライン	○郵送・オンライン ・一部訪問回収
	個票審査・疑義照会	○	○
	集計・データ入力	○	○
	報告書作成	—	—

##### ② 評価項目と評価基準

仕様書の評価項目は、2017年3月改正ガイドラインに準拠したチェックリストに改訂した。具体的な方法は次項3.2.3に述べている。旧チェックリストでは全体で36項目であったが、改訂により60項目となった。

チェックリストによる仕様書の評価方法については、これまで当小委員会が実施してきた方法を踏襲し、各評価項目について下記の基準で「○」「△」「×」の判定を行った。

##### 【判定基準】

- 「○」:改正後ガイドラインの求める事項が入札説明書・仕様書等に記載されている、または扱いが妥当と判断される項目。
- 「△」:記載はあるが不十分、要件を満たしているか判断がつかない項目。
- 「×」:記載されていない、または扱いが妥当ではないと判断される項目。

## (2) 3つの入札案件の評価結果

### ① 仕様書評価結果の概要

大項目ごとにみると、「1 委託先の適切な選定」については、3 案件で「○」が大半であった。「旅行・観光消費動向調査」は、国の観光政策立案の基礎資料として高品質の確保を図るべき案件と考えられることから、最低価格落札方式を採用していることについて「×」と判定した(項目 no. 8)<sup>1</sup>。

「2 委託実施状況等に関する情報開示」については、3 案件とも「△」または「×」で、積極的な新規参入を促す上では十分とはいえない結果であった。

「3 確保されるべき統計の品質に関する事項」については、5 項目のうち 4 項目は旧ガイドラインから続く項目である。「実査の質を評価する指標(非協力率(調査への非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合)等)」(no. 12)など、「△」または「×」が比較的多くなっている。新規項目である「委託先の内部監査等の実施」(no. 15)は、3 案件とも仕様書での言及はなかった。「旅行・観光消費動向調査」では、応札条件に内部監査を伴う I S O 9001 または J I S Q 9001 の認証取得を求めていることから「△」としたが、改正後ガイドラインにある「委託先の内部監査等の実施」と同一ではなく、また仕様書で内部監査への言及はなかった。

「4 業務の適正かつ確実な実施の確保 (1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保」については、3 案件とも「○」が多くを占めるが、「入札参加者に秘密保護規定を提出させる」(no. 16)は、2 案件が「×」であった。

「4 業務の適正かつ確実な実施の確保 (2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理」では、郵送・オンライン・調査員調査の確認事項「調査項目別の未記入及び不備の状況」(no. 31)が 2 案件で「×」であった。

「4 業務の適正かつ確実な実施の確保 (3) 委託する業務に応じて定めるべき事項」は、ほとんどが新たに盛り込まれた項目(no. 44 以降)であるが、比較的「○」が多く、「×」は少ない。「サービス産業動向調査」は、調査員調査が業務に含まれ評価対象項目が多いこともあり、「×」が 3 件と他 2 案件より多くなった。

---

<sup>1</sup> 評価項目番号を 3.2.3 の表 3-2-3-3「改正後ガイドラインに対応した新たな仕様書チェックリスト」の項目 no. で示す。以下同様

表 3-2-2-2 3 入札案件の仕様書チェック結果の要約

	平成 30 年度商業動態統計調査 (経済産業省)			サービス産業動向調査(平成 30 ~32 年度)(総務省)			旅行・観光消費動向調査(平成 30 年度)(国土交通省観光庁)		
	○ 件数	△ 件数	× 件数	○ 件数	△ 件数	× 件数	○ 件数	△ 件数	× 件数
1 委託先の適切な選定(7 項目)	7	-	-	7	-	-	6	-	1
2 委託実施状況等に関する情報開示(2 項目(うち新規 1))	1	1	-	-	-	1	-	1	-
3 確保されるべき統計の品質に関する事項(5 項目(うち新規 1))	-	2	3	3	1	1	1	2	2
4 業務の適正かつ確実な実施の確保									
(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11 項目(新規 11))									
ア 秘密の保護の徹底	3	-	1	5	-	-	3	-	1
イ 調査票情報等の管理の徹底	4	-	1	4	1	-	5	-	-
ウ ア、イ以外の措置	1	-	-	-	-	1	1	-	-
(4(1)小計)	(8)	(-)	(2)	(9)	(1)	(1)	(9)	(-)	(1)
(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(12 項目)									
ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定									
① 委託業務の実施状況の確認									
【郵送・オンライン及び調査員調査の共通事項】	2	3	1	6	-	-	2	2	2
【調査員調査】	-	-	-	4	-	-	-	-	-
イ～エ	2	-	-	2	-	-	2	-	-
(4(2)小計)	(4)	(3)	(1)	(12)	(-)	(-)	(4)	(2)	(2)
(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23 項目(うち新規 22))									
ア 郵送・オンライン及び調査員調査の共通事項									
【共通】	2	-	-	2	-	-	1	-	1
【企画】	-	-	-	-	-	-	-	-	-
【実査準備】	2	-	-	2	-	-	2	-	-
【実査】	2	1	-	2	-	-	3	-	-
【審査】	2	-	-	1	-	1	2	-	-
【集計、分析・加工、公表・提供】	1	-	-	-	-	-	1	-	-
【その他】	-	-	-	-	-	-	1	-	-
イ 調査員調査方式による統計調査業務【実査】	-	-	-	5	-	2	-	-	-
(4(3)小計)	(9)	(1)	(-)	(12)	(-)	(3)	(10)	(-)	(1)
合計※	29	7	6	43	2	6	30	5	7

※○△×評価のほかに、仕様内容によりその調査は評価項目に該当しない「非該当」が生じる。非該当件数については、3.2.4 または資料編 2.2(1)～(3)参照

## ② チェックリストの継続項目・新規項目別

仕様書の評価項目 60 の内訳は、旧ガイドラインの条文が改正後も引き継がれたことによる継続項目が 25 で、新規項目が 35 である。

仕様書チェックの結果を旧ガイドラインからの継続項目、新規項目別にみると、新規 35 項目は 3 案件とも「○」が 80% 前後と比較的高い比率となっている(表 3-2-2-3)。新規項目の多くは、ガイドラインがプロセス保証の観点を取り入れたことに伴うものである<sup>1</sup>。これは、プロセス保証関連の事項は、3 案件の仕様書にはすでに相当程度記載されて

<sup>1</sup> 3.2.3 の表 3-2-3-3「改正後ガイドラインに対応した新たな仕様書チェックリスト」で、プロセス保証関連は no.44 以降

いるということである<sup>1</sup>。前回仕様書と比較・対照してはいないものの、3 案件は J M R A 会員社が受託経験を持ち、経験に基づいた調査仕様に関する知識に照らすと、ガイドラインが改正されて仕様書にプロセス保証関連の事項が記載されたのではなく、すでに仕様書に記載されていたことが改正後ガイドラインに基づくチェックリストの評価項目となり、その結果「○」が多くなった側面が大きいとみられる。

表 3-2-2-3 3 入札案件の仕様書チェック結果の要約

	平成 30 年度商業動態統計 調査(経済産業省)			サービス産業動向調査(平 成 30~32 年度)(総務省)			旅行・観光消費動向調査 (平成 30 年度)(国土交通省 観光庁)		
	○	△	×	○	△	×	○	△	×
旧チェックリスト継続 25 項目									
※ (比率)	12 (57%)	6 (29%)	3 (14%)	23 (92%)	1 (4%)	1 (4%)	12 (57%)	4 (19%)	5 (24%)
新規 35 項目※ (比率)	17 (81%)	1 (5%)	3 (14%)	20 (77%)	1 (4%)	5 (19%)	18 (86%)	1 (5%)	2 (5%)
合計※ (比率)	29 (69%)	7 (17%)	6 (14%)	43 (84%)	2 (4%)	6 (12%)	30 (71%)	5 (12%)	7 (17%)

※○△×評価のほかに、仕様内容によりその調査は評価項目に該当しない「非該当」が生じる。非該当件数については、3.2.4(1)～(3)または資料編 2.2(1)～(3)参照

### (3) 2017 年 3 月ガイドライン改正を受けた仕様書と今後の展望

当小委員会が行っている仕様書評価は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の事項が仕様書に記載されているか、という観点からのものであり、ガイドラインが今後改正されれば、仕様書の評価項目と判定も変わっていくだろう。

3 案件についていえば、前回実施状況に関する情報開示(no. 9)は、必ずしも十分ではなく、新規参入を促すのであれば、積極的な情報開示が望まれる。確保されるべき品質目標に関しては、実査の質を評価する指標(非協力率(調査への非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合)等)(no. 12)は、これまで当小委員会が指摘してきたことだが、やはり示されていない<sup>2</sup>。

改正後ガイドラインが取り入れたプロセス保証に関する事項は、具体的には調査工程の「…に関する実施状況の記録方法」という項目が多くを占めるが、これらについては今回検証した仕様書ではすでに盛り込まれているものが多かった。入札公示された時期は、2018 年 1 月～5 月である。2019 年初め以降、公的統計のさまざまな問題が指摘され、公的統計調査に関して各府省で点検検証が行われている。公的統計の信頼回復への取組が行われる中で、民間委託される統計調査業務においても、さらに点検検証が行われるだろう。信頼確保のための取組の行き着く先で、今後の民間委託される公的統計調査業務で、各調査プロセスの実施状況や実施結果の過剰に細かな記録が求められたり、あるいは提出は求められていなかった各種の記録等が納品物とされるなどオーバー・スペックに陥り、品質確保とコストのバランスが失われることにならないか、民間事業者としては懸念がないわけではない。品質確保のために行う作業には、当然ながらコストを伴う。今後の仕様書の動向に引き続き注目していきたい。

<sup>1</sup> 3 案件の評価結果表は、資料編 2.2(1)～(3)

<sup>2</sup> JMRA公的統計基盤整備委員会(2018 年)「公的統計市場に関する年次レポート 2017」p.47, pp56-57

### 3.2.3 改正後ガイドライン(統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン)に基づく仕様書チェックリストの作成

#### (1) 2012年4月改正ガイドラインに基づく旧チェックリスト

当小委員会では、これまでの入札説明書・仕様書分析には、旧ガイドライン(2012年4月改正)の「III 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置『2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保』」に掲げられている各事項から作成したチェックリストを評価尺度の一つとして用いてきた<sup>1</sup>。表 3-2-3-1 は、この旧チェックリストを要約したものである。全体で 36 の評価項目からなる。このうち 25 項目は、旧ガイドラインから改正後ガイドラインに同じ条文が継承され、新チェックリストで引き続き評価項目となった。

表 3-2-3-1 旧チェックリストの要約

	チェック 項目数	(うち新チ ェックリストに継続)
(1) 委託先の適切な選定	7	7
(2) 確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)	5	5
(3) 適切な仕様書等の作成		
ア 郵送・オンライン・調査員調査共通事項		
① 調査依頼書等の作成方法	1	-
② 督促業務の実施方法	1	-
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	1	-
④ 審査・確認業務の実施方法	1	-
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質	1	-
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法	1	-
⑦ 秘密保持に関する取組方法	1	-
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報を含む事業完了報告書の作成及び提出方法	1	-
イ 調査員調査	3	-
(4) 前回実施状況の開示		
ア 実施に要した人員、使用施設・設備等実施状況に関する情報	1	1
(5) 各府省の管理		
ア 管理指標の策定		
① 郵送・オンライン・調査員調査共通事項	6	6
② 調査員調査事項	4	4
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査	1	1
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告	1	1
合計	36	25

#### (2) 2017年3月改正ガイドラインに基づく新たなチェックリスト

新たな仕様書チェックリストは、2017年3月改正ガイドラインの「III 民間委託に当たり講ずべき措置『1 委託先の適切な選定』、『2 委託実施状況等に関する情報開示』、『3 業務の実施において確保されるべき統計の品質に関する事項』及び『4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保』」に掲げられている事項から作成した。まず初めに、2017年3月改正ガイドラインに掲げられているすべて事項、すべての小項目に no. 1～66 の番号を振った。旧チェックリストから 25 項目、新たに 41 項目で、合計 66 項目と

<sup>1</sup> JMRA公的統計基盤整備委員会(2015年)「公的統計市場に関する年次レポート 2014」pp.59-80、資料編 pp.59-64、同(2014年)「公的統計市場に関する年次レポート 2013」pp.67-91、資料編 pp.69-76、同(2013年)「公的統計市場に関する年次レポート 2012」pp.55-80、資料編 pp.69-72

なっている(表 3-2-3-3)。新規項目の多くは、ガイドラインが改正に伴いプロセス保証の考え方を取り入れたことによるものである。

この 66 項目には、各府省が発注者として講すべきものであるが、入札説明書・仕様書で示す性質ではないこと等も含まれるので、仕様書チェックリストとして利用可能なものとするため、項目の精査を行った。66 項目を精査した結果、表 3-2-3-2 に示す 6 項目は評価項目には適さないことから、チェックリストの評価項目としては用いないことにした。なお、ガイドライン本文との対比の便宜等を考慮し、チェックリスト上から番号と項目は削除せず、評価項目外として扱っている。no. 1～66 のリスト全体のうち、60 項目からなる、2017 年 3 月改正後ガイドライン準拠のチェックリストとした。

表 3-2-3-2 チェックリストにおいて評価項目外とした 6 項目

no.	扱い方	理由
no. 6	no.2 に統合する	P マークは no.2「保有が望ましい資格・認証」の 1 つのため、統合する
no.17	評価項目外にする	各府省が行う、国民・企業に対する広報・啓発を示すもので、仕様書に示すこととは異なる
no.27	評価項目外にする	「かたり調査」の疑義を排するため、各府省は委託先民間事業者名を HP 等で公開するなど、仕様書に示すこととは異なる
no.28	評価項目外にする	「かたり調査」の疑義を排するため、各府省は調査依頼状等で委託先名だけでなく各府省の連絡先等の明記を促すもので、仕様書に示すこととは異なる
no.40	評価項目外にする	no.40 は、業務履行の過程で no.30～39 の達成状況に応じ、各府省が委託先に指導・助言等を実施することを求めるもので、仕様書に示すこととは異なる
no.41	評価項目外にする	no.41 は、業務履行の過程で no.30～39 の達成状況が no.40 の指導・助言等によっても改善しない場合、各府省が必要に応じて委託先に改善措置を求めるもので、仕様書に示すこととは異なる

表 3-2-3-3 改正後ガイドラインに対応した新たな仕様書チェックリスト

no.	○=旧チェックリストに含まれる項目、●=新規項目
1 委託先の適切な選定(7 項目)	
1 ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認	○
2 イ (保有が望ましい)資格・認証等	○
3 (遂行能力確認事項)① 実施体制	○
4 (遂行能力確認事項)② 知識・経験・能力	○
5 (遂行能力確認事項)③ セキュリティ対策	○
6 (個人情報取扱い業務の要件・Pマーク)	● no2 に統合
7 原則として受託実績を問わない(総合評価方式は別)	○
8 ウ 高品質確保必要時、価格だけでの選定方法(総合評価方式等)	○
2 委託実施状況等に関する情報開示(2 項目)	
9 ア 前回実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法(印刷部数、照会・督促件数等)等実施状況に関する情報	○
10 イ 調査実施体制に関する情報(統計調査が複数の委託業務からなる場合の各実施機関(府省、地方支分部局、自治体、民間)の業務内容・範囲等情報を入札説明書等で明示)	●
3 確保されるべき統計の品質に関する事項(5 項目)	
ア 確保されるべき品質の目標	
11 (ア) 回収率、記入率等(回収状況、記入状況の質)	○
12 非協力率(非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合)(実査の質)	○
13 上記 2 指標の内容・趣旨等の適切な説明	○
14 (イ) 理由なく(ア)を未達成の場合の措置(定めるよう努める)	○

no.		○=旧チェックリストに含まれる項目、●=新規項目	
15	イ 委託先の内部監査等の実施	●	
	4 業務の適正かつ確実な実施の確保		
	(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11 項目)		
	ア 秘密の保護の徹底		
	(ア) 各府省が講すべき措置		
16	① 入札参加者に秘密保護規定を提出させる	●	
17	② 委託調査毎にHP等で信頼性の確保に関し国民及び企業に広報・啓発する	●	評価項目外
	(イ) 各府省が委託先に講じさせるべき措置		
18	① 従事者(調査員含む)への統計法の守秘義務・罰則規定の周知徹底	●	
19	② 従事者に対する秘密保持の厳重な管理・監督をさせる	●	
20	③ 調査員に秘密保持誓約書を提出させ、委託先で所要期間保管	●	
21	④ 委託先は再委託先に①～③を行わせる	●	
	イ 調査票情報等の管理の徹底		
	(ア) 各府省が委託先と予め定める事項		
22	① 調査票情報等の受払い、搬送及び保管の方法等の手続	●	
23	② 調査票情報等の複写、貸与及び提供の禁止	●	
24	③ 調査票情報等の不要となったデータの消去及び入出力媒体の廃棄	●	
25	(イ) 調査票情報等の使用、保管、処分等に当たり紛失、漏えい等が生じない適正な管理を行わせる	●	
26	(ウ)(ア)(イ)のほか、調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置(別紙1)…31 項目	●	
	ウ ア、イ以外の措置		
	(ア)「かたり調査」の疑義や不信感を抱かせない対応		
27	① 実施主体が国であることの明示、各府省HP等で調査名、民間事業者名等を公開	●	評価項目外
28	② 依頼文書等で委託先に加えて各府省の連絡先等を明記	●	評価項目外
29	(イ) 各府省は報告者への礼状や調査結果の送付等に努める	●	
	(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(12 項目)		
	ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定		
	① 委託業務の実施状況の確認		
	【郵送調査・オンライン調査(電子メール使用含む)及び調査員調査の共通事項】		
30	i )調査票の誤送付等の状況	○	
31	ii )調査項目別の未記入及び不備の状況	○	
32	iii )調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況	○	
33	iv )照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)	○	
34	v )督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)	○	
35	vi )収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況	○	
	【調査員調査】		
36	i )調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制	○	
37	ii )調査員への指導状況	○	
38	iii )報告者への訪問状況	○	
39	iv )不在等の場合における再訪問の実施状況	○	
40	② 上記①の達成状況に応じて委託先に助言・指導等を実施	●	評価項目外
41	イ ア②で状況が改善しない場合の受託事業者への改善措置要求	●	評価項目外
42	ウ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び実査時自らの宣伝・他業務の同時実施等ないことの確認	○	
43	エ 委託先に業務実施に関する内部方針や手続を定めさせ、その内容を確認	○	
	(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23 項目)		
	ア 郵送調査・オンライン調査(電子メール使用含む)及び調査員調査の共通事項		
	【共通】		
44	・ 従事者に対する知識・業務能力を維持するための教育・訓練の実施	●	

no.	○=旧チェックリストに含まれる項目、●=新規項目
45	・特別な配慮を要する調査対象者(子ども、外国人、障害者など)への対応及びそれらの記録方法
46	・委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法
	【企画】
47	・調査票の変更を行う場合、実査可能性、内容・変更の妥当性及び調査結果への影響等の必要な検証・検討及びそれらの実施結果記録方法
48	・標本設計の場合、抽出方法・手順、及びその実施状況の記録方法
49	・モニター調査を活用する場合、選定されたモニターと選定条件との適合状況の確認及びその実施結果の記録方法
	【実査準備】
50	・調査対象者への調査実施の意義・重要性、統計作成機関・調査実施機関の情報の周知方法
51	・調査関係書類・用品等の作成方法、及びそれらの発送方法
	【実査】
52	・調査票の配布・回収・督促の方法、及びその実施結果の記録方法
53	・調査対象者への対処方法、及びその実施状況の記録方法
54	・調査対象者に対して報奨を供与する場合、報奨内容・授受の方法(報奨授受に当たっての留意点含む)、及びそれらの実施状況に関する記録方法
	【審査】
55	・取集後の調査票(紙)又は調査票データの審査・確認方法、訂正方法、及びそれらの実施状況の記録方法
56	・機器・ソフトウェア・人手等による調査票データの作成方法、機器・ソフトウェアに実装すべき性能・機能、手入力時の入力データの検証方法、及びそれらの実施結果の記録方法
57	・分類に関する統計基準以外で集計する場合、分類・格付されたデータの検証手順・方法、及びそれらの実施結果の記録方法
	【集計・分析・加工、公表・提供】
58	・集計表その他出力結果の集計の方法、出力結果の確認・チェックの方法、及びそれらの実施状況の記録方法
	【その他】
59	・電子調査票等システムを作成する場合、システムの仕様、その仕様と作成されたシステムとの合致確認、及びそれらの実施結果の記録方法 イ 調査員調査方式による統計調査業務
	【実査】
60	・調査員の安全対策の内容、及びそれらの実施状況の記録方法
61	・採用する調査員の業務経験、保有資格、調査活動状況等の情報管理の方
62	・調査業務に初めて従事する調査員に対する業務遂行上必要とする能力を習得するための基礎的教育・訓練の実施、及びそれらの実施状況の記録方
63	・調査員証の発行・交付方法、及びそれらの実施状況の記録方法
64	・調査員に対する実査業務に係る説明内容(調査票の配布、取集期間、担当調査区の範囲、調査対象者の選定方法、調査実施方法、秘密保護を含む調査票の取扱い、指導員証・調査員証の管理方法、その他必要事項)、それらの説明方法、及びそれらの実施状況の記録方法
65	・調査員に対して個別に指示(軽微なものを除く)した場合の内容及びその実施状況の記録方法
66	・被調査確認など、調査実施後の調査員活動の事後確認の方法、及びその実施結果の記録方法

○(旧ガイドライン準拠チェックリストの評価項目)25

●(改正後ガイドライン新規の項目)

35(評価項目外 6)

合計 60

### 3.2.4 改正後ガイドラインに基づく3つの入札案件の入札説明書・仕様書の評価

#### (1) 平成30年度商業動態統計調査（経済産業省）

##### ① 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。（）内はページ数を示す。

「平成30年度商業動態統計調査実施業務」		経済産業省
配付内訳		
○入札件名：「平成30年度商業動態統計調査実施業務」(1P)		
○入札公告		
「1.競争入札に付する事項」～「10.その他」の10項目(4P)		
○「平成30年度商業動態統計調査実施業務」仕様書(24P)		
本体(24P)／別紙1 スケジュール(2P)／別紙2 平成31年度用調査関係用品の発送先リスト・商業動態統計調査 調査関係用品仕様等(7P)／別紙3 資材確認票の様式(例)(1P)／別紙4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式(例)(1P)		
資料番号3 平成30年度商業動態統計調査実施業務評価項目一覧(3P)		
資料番号4 契約書(案)(1P)		

仕様書の構成は以下のとおりである。

I. 件名	VI. その他、業務の実施に関し必要な事項
II. 目的	1. 調査実施上の注意～3. 担当者
III. 商業動態統計調査の概要	VII. 契約期間
1. 根拠法規～7公表予定	VIII. 経済産業省からの貸与物件及び提供物件 1. 貸与物件～4. 受け渡し期日
IV. 業務の概要	IX. 納品物件 1. 最終納品物件～8. 納品場所
1. 本業務の調査対象数(国直送調査)～5. 回収率	X. 業務量算定に当たっての基数 1. 対象数～10. 変動要因ヒアリング照会比率 (各月分)
V. 業務の具体的な内容	XI. 特記事項
1. 業務室の設置等、セキュリティ対策、従事者への教育・研修、STATSの利用、受付管理ファイルの作成・管理、業務報告書の作成～9. 年報関連業務	

##### ② 調査の概要

仕様書の「II.目的」で、「本業務は商業を営む事業所及び企業の商品販売額等の事業活動の動向を把握し、短期的な景気動向等の判断材料に資するための資料を得ることを目的として実施する」とされている。また、「III.商業動態統計調査の概要」の「1.根拠法規」で「商業動態統計は統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計であり、商業動態統計を作成するために、商業動態統計調査規則(昭和28年6月1日通商産業省令第17号)に基づいて商業動態統計調査を実施している」となっている。調査対象、調査方法などは3.2.2(1)の「表3-2-2-1 3入札案件の調査仕様の概要」のとおりである。なお、詳細は「<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/gaiyo.html#menu10>」を参照されたい。

##### ③ 仕様書チェックリストによる評価方法

前項3.2.3に記載された表3-2-3-3の60項目の仕様書チェックリストに基づき、入札資料、特に仕様書が「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(2017年3月改正)」に準拠しているか、指針に沿った扱いがされているかを検証した。判定基準は次のとおりである。この基準はこれまで当小委員会が実施してきた過去の案件の場合と同一である。

## 【判定基準】

- ・「○」：改正後ガイドラインの求める事項が入札説明書・仕様書等に記載されている、または扱いが妥当と判断される項目。
- ・「△」：記載はあるが不十分、要件を満たしているか判断がつかない項目。
- ・「×」：記載されていない、または扱いが妥当ではないと判断される項目。
- ・「非該当」：対象案件には該当しない項目。

60 項目の判定結果の詳細は資料編 2.2 のとおりである。

## ④ 仕様書チェックリストによる評価結果

### (イ) 総括

仕様書チェックリスト要約結果は「表 3-2-4-1」のとおり。改正後ガイドラインの事項が記載されると判定された項目（「○」）は 60 項目中 29 項目、「△」は 7 項目、「×」は 6 項目、「非該当」が 18 項目となった。「非該当」を除く 42 項目での「○」の率は 69%、「△」含む場合では 86% に達する。この数字は、過去の案件と比べても低いものではない。この 86% の数字からすれば、商業動態統計調査の仕様書は改正後ガイドラインをほぼ満たしていると言えそうだ。ちなみに、今回用いたチェックリストによる評価結果を旧ガイドライン準拠項目（25 項目）、改正後ガイドライン準拠項目（新規追加 35 項目）別にみると、次のようになる。

（「表 3-2-2-3 3 入札案件の仕様書チェック結果の要約」の一部を再掲）

	○件数	△件数	×件数	計
旧項目対応状況	12	6	3	21
新項目対応状況	17	1	3	21
項目全体	29	7	6	42

旧項目に対する「○」の比率は 57%、新項目に対する「○」の比率は 81% である。これをみる限り、新項目への対応率が高い。しかし、これは改正後ガイドラインがプロセス保証に基づき調査の実施過程を多く取りこんだ結果と考えたほうが妥当である。そもそも仕様書とは調査の実施方法を記述したもので、調査の実施過程に関する記述も含んでいる。従って、仕様書がそれらをプロセス保証の項目として取り込んでいる改正後ガイドラインを満たしているのは当然の結果ともいえる。その意味で、今回の仕様書が改正後ガイドラインの趣旨を十分に取り入れているとみるのは早計であり、この点は今後の仕様書によって再度確認をする必要があると思われる。

以下では、非該当を分野別の評価状況について触れていくことにする。なお、（ ）内の数字は仕様書の該当ページを示している。

### (ロ) 各項目の結果

#### 1 委託先の適切な選定（7 項目）

7 項目すべてが「○」となっている。

#### 2 委託実施状況等に関する情報開示（2 項目）

「○」が 1 件、「△」が 1 件である。

- ・「△」は「前回実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法（印刷部数、照会・督促件数等）等実施状況に関する情報」である。これについては、前回実績ではないが

それに準ずるものとして、「X. 業務量算定に当たっての基数」(p23)があり、積算の参考にはなるため「△」とした。

### 3 確保されるべき統計の品質に関する事項(5項目)

「△」が2件、「×」が3件である。

- 「×」は「非協力率(非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合)(実査の質)」、「理由なく回収率、記入率を未達成の場合の措置(定めるよう努める)」、「委託先の内部監査の実施」である。いずれも具体的記述はない。「委託先の内部監査の実施」は改正後ガイドラインに新たに盛り込まれたものである。正確には、『「公的統計の品質保証に関するガイドライン<sup>1</sup>(以下、品質ガイドラインと略す)」に基づき定めた統計調査の実施過程の質の評価事項等・・・に対して内部監査又は内部評価を実施させ・・・』とある。しかし、この「内部監査または内部評価<sup>2</sup>」という文言は仕様書にはない。ただし、「VI-1. 調査実施上の注意」に『本業務の実施に関し、請負業者は「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づく履行状況確認に応じること』(p18)とある。この仕様書における品質ガイドラインへの言及は興味深い。というのも 2014 年度に当小委員会が実施した「工業統計調査」の仕様書には品質ガイドラインの文言そのものがなかったからである。少なくともこの点は商業動態統計調査が改正後ガイドラインを一部取り込んだものといえそうである。
- 「△」の2件は「回収率、記入率等(回収状況、記入状況の質)」と「上記2指標(回収率及び記入率)の内容・趣旨等の適切な説明」である。「IV. 業務の概要」の「5. 回収率」の記載はあるが記入率の記載はないこと、その趣旨も不十分なため「△」とした。

### 4 業務の適正かつ確実な実施の確保

#### (1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11項目)

「○」が8件、「△」が0件、「×」が2件である。

- 「×」2件は「入札参加者に秘密保護規定を提出させる」と「調査票情報等の複写、貸与及び提供の禁止」である。いずれも具体的記述がみられない。

#### (2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(12項目)

「○」が4件、「△」が3件、「×」が1件である。この調査は調査員調査ではないので【調査員調査】の4項目は非該当である。

- 「△」3件は「調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況」、「照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)」、「督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)」である。「V. 業務の具体的な内容の 3. 調査票回収・電子データ化・疑義照会業務等」(p 14, 15)や「X. 業務量算定に当たっての基数」(p23)に項目はあるものの、一定時点にお

<sup>1</sup> <http://www.stat.go.jp/data/guide/pdf/guideline.pdf> を参照。このガイドラインは各府省の公的統計作成部局に対してのものであり、調査実施機関には直接には関係しない。2016年(平成28年)改正されたものが最新である。なお、品質保証ガイドラインと改正後ガイドラインの関係は2017年度の年次レポート(p66~69)を参照されたい。

<sup>2</sup> 改正後ガイドラインでいう「内部監査または内部評価」は厳密にいと「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の「別紙4 統計調査の実施過程の質の評価事項」に対する評価である。ISO9001 やISO20252 等で定義されている内部監査の評価項目(「インプット項目」)とは異なる点に留意されたい。なお、改正後ガイドラインにおいて、「内部監査」は「事業所内の第三者部門による監査」となっているものの「内部評価」は「調査実務者による自己点検・評価」となっている。それらが「内部監査または内部評価」として同等に記載されている点でもISOでいう内部監査とは異なるものといえる。

ける回収状況や紹介対応の効果、督促後回収率といったキーワードの記載はなく、「○」とするには不十分なためである。

- ・「×」の「調査項目別の未記入及び不備の状況」については記載がなかった。

### (3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)

「○」が9件、「△」が1件、「×」は0件である。「非該当」が13件と多いのはこの調査には企画業務がないこと、調査員方式でないことなどのためである。

- ・「△」1件は郵送・オンライン・調査員調査共通事項の【実査】での「調査対象者に対して報奨を供与する場合、報奨内容・授受の方法(報奨授受に当たっての留意点含む)、及びそれらの実施状況に関する記録方法」の項目である。「V. 業務の具体的な内容—2. 調査準備業務等—(2) 平成31年度用調査関係用品の作成・印刷)」の「⑯報奨品」(p13)に報奨品は400円などの記載はあるものの、授受の方法についての記載まではなかったためである。

表3-2-4-1 「商業動態統計調査実施業務」仕様書チェック結果の要約

	○件数	△件数	×件数	非該当件数	合計
1 委託先の適切な選定(7項目)	7	-	-	-	7
2 委託実施状況等に関する情報開示(2項目)	1	1	-	-	2
3 確保されるべき統計の品質に関する事項(5項目)	-	2	3	-	5
4 業務の適正かつ確実な実施の確保					
(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11項目)					
ア 秘密の保護の徹底	3	-	1	1	5
イ 調査票情報等の管理の徹底	4	-	1	-	5
ウ ア、イ以外の措置	1	-	-	-	1
(4(1)小計)	(8)	(-)	(2)	(1)	(11)
(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(12項目)					
ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定					
① 委託業務の実施状況の確認					
【郵送調査・オンライン調査及び調査員調査の共通事項】	2	3	1	-	6
【調査員調査】	-	-	-	4	4
イ～エ	2	-	-	-	2
(4(2)小計)	(4)	(3)	(1)	(4)	(12)
(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)					
ア 郵送調査・オンライン調査及び調査員調査の共通事項					
【共通】	2	-	-	1	3
【企画】	-	-	-	3	3
【実査準備】	2	-	-	-	2
【実査】	2	1	-	-	3
【審査】	2	-	-	1	3
【集計、分析・加工、公表・提供】	1	-	-	-	1
【その他】	-	-	-	1	1
イ 調査員調査方式による統計調査業務【実査】	-	-	-	7	7
(4(3)小計)	(9)	(1)	(-)	(13)	(23)
合計	29	7	6	18	60

## ⑤ 「商業動態統計調査実施業務」の入札説明書・仕様書について

総括でも触れたが、新項目に対する「○」の比率は高いが旧項目については「×」や「△」が多い。それらの項目はこれまで当小委員会で指摘してきたもので、依然として変わっていないということになる。その代表例が「委託実施状況等に関する情報開示」と「確保されるべき統計の品質に関する事項」での「非協力率(非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合)(実査の質)」、「理由なく回収率、記入率を未達成の場合の措置(定めるよう努める)」である。依然として、具体的記述がみられない。この2点は調査の再現性確保という点でのプロセス保証に欠かせないものともいえる。特に、情報開示は公サ法案件のように経費の過去実績の開示が望まれる。民間事業者にとっては参入コストがどのくらいかが非常に気になるためである。今後もこの点への対応を望みたい。また、内部監査または内部評価がどのような形で仕様書に記載されるかについては今後も注目していきたい。

### (2) サービス産業動向調査・平成30~32年度(総務省)

#### ① 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。( )内はページ数、記載内容等を示す。

サービス産業動向調査の実施業務 入札説明書		総務省統計局
配付内訳		
○入札説明書の概要(1P)/入札説明書(15項目 7P) ○入札書(1P)/○入札金額の留意事項について(1P)/○委任状(1P)/ ○提案書(1P)/○理由書・記入例(2P)/○応札辞退書(1P)/○契約書案(9P) ○調達仕様書(本体 21P) 別紙1 評価項目一覧表(3P)、別紙2 オンライン調査システムの利用に係る動作環境(1P)、別紙3 総務省への提出物等(2P)別紙3-1~3-17(48P)、別紙4 10人未満事業所の分布状況、別紙5 サービス産業動向調査の流れ、別紙6 産業・事業従事者規模別調査対象数		
仕様書の構成は以下のとおりである。		

- |  |                               |
|--|-------------------------------|
| 1. サービス産業動向調査の概要                             | 5. 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法 |
| 2. サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質 | 6. 受託者が使用できるシステム及び物品に関する事項    |
| 3. サービス産業動向調査の契約期間                           | 7. 契約により受託者が講ずべき措置等           |
| 4. 民間競争入札に参加する者の募集                           | 8. 契約により受託者が負うべき責任            |
|  | 9. その他実施に関し必要な事項              |

#### ② 調査の概要

この調査の目的については、「サービス産業の生産・雇用等の状況を把握し、GDPの四半期別速報(QE)を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的として、平成20年7月から毎月実施している」と説明されている。

調査対象は、日本標準産業分類に掲げる以下の大分類が調査対象である。

- ・「G 情報通信業」
- ・「H 運輸業、郵便業」

- ・「K 不動産業、物品賃貸業」
  - ・「L 学術研究、専門・技術サービス業」
- (中分類「71 学術・開発研究機関」及び細分類「7282 純粋持株会社」を除く。)
- ・「M 宿泊業、飲食サービス業」
  - ・「N 生活関連サービス業、娯楽業」
- (小分類「792 家事サービス業」を除く。)
- ・「O 教育、学習支援業」
- (中分類「81 学校教育」を除く。)
- ・「P 医療、福祉」
- (小分類「841 保健所」、「851 社会保険事業団体」及び「852 福祉事務所」を除く。)
- ・「R サービス業(他に分類されないもの)」

(中分類「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」及び「96 外国公務」を除く。)

これらの産業の企業等約 11,000 と、事業所約 25,000 が対象である。

調査方法は、郵送またはオンライン調査であるが、調査票が未回収の事業専従者 10 人未満の事業所へは、調査員が訪問して回収することとされている。

### ③ 仕様書チェックリストによる評価方法

「(1) 平成 30 年度商業動態統計調査(経済産業省)」と同様の方法で行った。

### ④ 仕様書チェックリストによる評価結果

#### (1) 総括

下表の合計のとおり、非該当を除く 51 項目中、改正後ガイドラインの事項が記載されている、仕様書等で満たされている項目(「○」)は 43 件で 84%である。「△」の 2 件をあわせると 88%となる。「×」は 6 件となっている。

#### (2) 各項目の結果

##### 1 委託先の適切な選定(7 項目)

7 項目すべてが「○」となっている。

##### 2 委託実施状況等に関する情報開示(2 項目)

「×」が 1 件、非該当が 1 件である。

- ・「×」1 件は、「前回実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法(印刷部数、照会・督促件数等)等実施状況に関する情報」で、この項目は新規参入をめざす事業者にとっては、コストの積算上重要な参考情報であり、応札者を増やすためには開示されることが望まれる。

##### 3 確保されるべき統計の品質に関する事項(5 項目)

「○」が 3 件、「△」が 1 件、「×」が 1 件である。

- ・「×」1 件は、「委託先の内部監査等の実施」で、この項目は改正後ガイドラインに新たに盛り込まれたものである。業務の適正・確実な履行を求める一環として、受託した民間事業者に内部監査または内部評価をさせ、その結果を報告させるというもので、事業者にとっては負担増となるが、この案件では仕様書に明記して実施を求めるには至っていない。

- 「△」1件は、「非協力率(非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合)など実査の質を評価する定量的な指標」の設定である。廃業等が判明した企業・事業所の扱い方や代替標本については明記されているが、実査の質を評価する指標が示されているわけではないので、△とした。

#### 4 業務の適正かつ確実な実施の確保

##### (1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11項目)

- 「○」が9件、「△」が1件、「×」が1件である。
- 「×」1件は、「各府省は報告者への礼状や調査結果の送付等に努める」の項目で、速報結果と確報の公表時期は明記されているが、報告者に対する礼状や調査結果の送付は行っていない。

##### (2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(12項目)

12項目すべてが「○」となっている。

##### (3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)

- 「○」が12件、「×」が3件、非該当が8件である。
- 「×」1件は、郵送・オンライン・調査員調査共通事項の【審査】「機器・ソフトウェア・人手等による調査票データの作成方法、機器・ソフトウェアに実装すべき性能・機能、手入力時の入力データの検証方法、及びそれらの実施結果の記録方法」の項目で、仕様書で「ベリファイを行うなどデータの品質を確保するための必要な措置を講ずる」としているが、具体的な方法やその実施結果の記録方法には言及されていない。また、調査員調査の【実査】に関する項目、「採用する調査員の業務経験、保有資格、調査活動状況等の情報管理の方法」と「調査員に対して個別に指示した場合の内容及びその実施状況の記録方法」の2項目はいずれも言及がなく、「×」とした。

表 3-2-4-2 「サービス産業動向調査の実施業務」仕様書チェック結果の要約

	○件数	△件数	×件数	非該当件数	合計
1 委託先の適切な選定(7項目)	7	-	-	-	7
2 委託実施状況等に関する情報開示(2項目)	-	-	1	1	2
3 確保されるべき統計の品質に関する事項(5項目)	3	1	1	-	5
4 業務の適正かつ確実な実施の確保					
(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11項目)					
ア 秘密の保護の徹底	5	-	-	-	5
イ 調査票情報等の管理の徹底	4	1	-	-	5
ウ ア、イ以外の措置	-	-	1	-	1
(4(1)小計)	(9)	(1)	(1)	(-)	(11)
(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(12項目)					
ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定					
① 委託業務の実施状況の確認 【郵送調査・オンライン調査及び調査員調査の共通事項】	6	-	-	-	6
【調査員調査】	4	-	-	-	4
イ～エ	2	-	-	-	2
(4(2)小計)	(12)	(-)	(-)	(-)	(12)

	○件数	△件数	×件数	非該当件数	合計
(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)					
ア 郵送調査・オンライン調査及び調査員調査の共通事項					
【共通】	2	-	-	1	3
【企画】	-	-	-	3	3
【実査準備】	2	-	-	-	2
【実査】	2	-	-	1	3
【審査】	1	-	1	1	3
【集計、分析・加工、公表・提供】	-	-	-	1	1
【その他】	-	-	-	1	1
イ 調査員調査方式による統計調査業務【実査】	5	-	2	-	7
(4)(3)小計)	(12)	(-)	(3)	(8)	(23)
合計	43	2	6	9	60

##### ⑤ 「サービス産業動向調査の実施業務」入札説明書・仕様書について

改正後ガイドラインの90%近くを仕様書が満たしている。従業者10人以下の11,000事業所のうち、未回収事業所を訪問する調査員調査のコストが事業に占めるウエイトは大きい。新規参入を促すには、過去の実施に要した人員や督促・照会の件数などの情報開示が求められるだろう。

改正後ガイドラインで新たに記載された、民間事業者による内部監査の実施は本件では求められてはいない。改正後ガイドラインへのプロセス保証の考え方の導入に伴い、委託する業務に応じて定めるべき事項15項目のうち、80%の12項目が○であった。

#### (3) 旅行・観光消費動向調査・平成30年度(国土交通省観光庁)

##### ① 案件資料概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。( )内はページ数、記載内容等を示す。

旅行・観光消費動向調査の実施に係る業務 入札説明書	国土交通省観光庁総務課
<b>配付内訳</b> ○入札説明書(7項目 10P) ○入札書及び記載例(2P)/○入札参加申請書及び記載例(2P)/○委任状及び記載例(2P) ○提案書(1P)/○理由書・記入例(2P)/○応札辞退書(1P)/○契約書案(9P) ○仕様書(本体 14P) 別添1 平成29年度における業務量参考資料(1P)、別添2 調査地点の配分(1P)、別添3 調査物品の仕様及び数量、発送数並びに回収想定数(22P)、別添4 調査票情報等の適正な管理のため講じる措置(2P)	

仕様書の構成は以下のとおりである。

1. 案件名	6. 業務内容
2. 業務目的	7. 履行期間
3. 業務概要	8. 成果物及び納入方法
4. 応札条件(事前提出書類、書式)	9. 特記事項(業務実施の条件、検収、打合せ疑似等、秘密の保持、知的財産権、瑕疵担保責任、注意事項、注意事項、事故発生時の対策、使用言語、請負等の制限)
5. 一般的な事項(実施体制・進捗管理・連携)	10. 監督職員

## ② 調査の概要

この調査の目的は、仕様書に「観光は裾野の広い産業であり、その経済効果、雇用効果の大きさから、我が国の有力な産業の一つとして大きな期待と関心を集めている。我が国では、観光立国実現を目指す上で、観光施策の基礎となるデータを正確かつ迅速に収集することが求められている。そのため、平成15年度から統計法に基づく一般統計調査として旅行・観光消費動向調査が開始され、日本国民がどの程度旅行を行い、旅行にてどのような消費活動を行ったかといった国民の消費動向に係る実態を把握してきた。今後も調査を継続するとともに、同調査の精度向上に向けた検討を行う」と説明されている。

調査対象は、全国の住民を対象に自治体のもつ住民基本台帳から都道府県別かつ都市規模別に層化した上で、系統抽出法により抽出される。

調査方法は、郵送またはオンライン調査である。

## ③ 仕様書チェックリストによる評価方法

「(1) 平成30年度商業動態統計調査(経済産業省)」と同様の方法で行った。

## ④ 仕様書チェックリストによる評価結果

### (イ) 総括

下表の合計のとおり、改正後のガイドライン60項目中非該当を除く42項目について分析をした。仕様書等で満たされている項目「○」は30件(71%)で、「△」の5件をあわせると83%が記載されている。また、「×」は7件(17%)となっている。

ガイドライン改正前と改正後追加された非該当を除く項目別で「○」を見ると、改正前では21件の項目のうち12件(57%)、改正後の追加項目では21件のうち18件(86%)となっており、改正後の項目の高記載率に比べ、改正前の記載率があまり高くないという結果となった。

### (ロ) 各項目の結果

#### 1 委託先の適切な選定(7項目)

「○」が6件、「×」が1件である。

- 6項目が「○」で、「高品質確保必要時、価格だけではない選定方法(総合評価方式等)」は「×」とした。本調査は、国の観光政策立案に資する調査であり、仕様書をみても明らかに高品質の調査が求められるため、総合評価方式等、品質を担保する仕様書にすべきである。

#### 2 委託実施状況等に関する情報開示(2項目)

「×」が1件、非該当が1件である。

- 「△」1件は、「前回実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法(印刷部数、照会・督促件数等)等実施状況に関する情報」で、「別添1」「別添2」「別添3」のみの情報では不十分と判断した。実査プロセスに係る情報を詳しく開示されることが望ましい。

#### 3 確保されるべき統計の品質に関する事項(5項目)

「○」が1件、「△」が2件、「×」が2件である。

- ・「×」2件は、「非協力率(非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合)(実査の質)」と「上記2指標の内容・趣旨等の適切な説明」で、標本予備件数は示されているが回収率は予備を含めた数字かどうか、また、問い合わせを含めた非協力者の内容まで示されていないため。
- ・「△」2件であるが、「理由なく(ア)を未達成の場合の措置(定めるよう努める)」は、スケジュール次第という記載内容に費用等を考慮することを付記した表記が望ましい。「委託先の内部監査等の実施」は、ISOの条件としてあるが業務の適正・確実な履行を求める一環として、仕様書においても記載されるべきこととして「△」とした。

#### 4 業務の適正かつ確実な実施の確保

##### (1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11項目)

- 「○」が9件、「×」が1件、非該当が1件である。
- ・「×」1件は、「入札参加者に秘密保護規定を提出させる」の項目で、ISO等での秘密保護規定は当然のこととして、仕様書にも提出を義務付ける項目を設けることが望ましい。

##### (2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(12項目)

- 「○」が4件、「△」が2件、「×」が2件、非該当が4件である。
- ・「×」2件は、「調査票の誤送付等の状況」「調査項目別の未記入及び不備の状況」である。両者ともに調査の品質に係ることで重要とされるが、前者は、予備票の発送等、後者は、委託業者がどこまで実施するかを費用とスケジュールを含め慎重に検討することが望ましい。
  - ・「△」2件のうち、「照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)」については、別添1に問い合わせ件数の記載やマニュアルの言及もあるが、照会の対応については記載がない。本来は「×」とするところであるが「△」とした。そして、「督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)」は、督促実施について触れられてはいるが効果については記載がないため。

##### (3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)

- 「○」が10件、「×」が1件、非該当が12件である。
- ・「×」1件は、郵送・オンライン・調査員調査【共通】事項のうち、「従事者に対する知識・業務能力を維持するための教育・訓練の実施」の項目は、品質やセキュリティ確保のために必須であるはずだが記載がない。総合評価方式でないことが一因とみられる。

表 3-2-4-3 「旅行・観光消費動向調査の実施に係る業務」仕様書チェック結果の要約

	○件数	△件数	×件数	非該当件数	合計
1 委託先の適切な選定(7 項目)	6	-	1	-	7
2 委託実施状況等に関する情報開示(2 項目)	-	1	-	1	2
3 確保されるべき統計の品質に関する事項(5 項目)	1	2	2	-	5
4 業務の適正かつ確実な実施の確保					
(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11 項目)					
ア 秘密の保護の徹底	3	-	1	1	5
イ 調査票情報等の管理の徹底	5	-	-	-	5
ウ ア、イ以外の措置	1	-	-	-	1
(4(1)小計)	(9)	(-)	(1)	(1)	(11)
(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(12 項目)					
ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定					
① 委託業務の実施状況の確認					
【郵送調査・オンライン調査及び調査員調査の共通事項】	2	2	2	4	10
【調査員調査】	-	-	-	-	-
イ～エ	2	-	-	-	2
(4(2)小計)	(4)	(2)	(2)	(4)	(12)
(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23 項目)					
ア 郵送調査・オンライン調査及び調査員調査の共通事項					
【共通】	1	-	1	1	3
【企画】	-	-	-	3	3
【実査準備】	2	-	-	-	2
【実査】	3	-	-	-	3
【審査】	2	-	-	1	3
【集計、分析・加工、公表・提供】	1	-	-	-	1
【その他】	1	-	-	-	1
イ 調査員調査方式による統計調査業務【実査】	-	-	-	7	7
(4(3)小計)	(10)	(-)	(1)	(12)	(23)
合 計	30	5	7	18	60

## ⑤ 「旅行・観光消費動向調査の実施に係る業務」入札説明書・仕様書について

「④(イ) 総括」でみたように、改正後の項目の高記載率に比べ、改正前の記載率があまり高くないという結果となった。プロセス保証の導入に伴い、追加となったプロセス保証関連はよく記載されており評価すべきだが、改正前の項目の記載率については十分とは言えず今後の改善が望まれるところである。

また仕様書の記載については必ずしも整理された形とはなっておらず、他の府省庁に参考となる様式もあることから今後の善処を要望したい。

別表 J M R A 公的統計基盤整備委員会・ガイドライン推進小委員会 2008~2017 年度の活動概要

年度	2008 年度 2008.4~2009.5		2009 年度 2009.6~2010.5	
報告書サブタイトル	開かれた、魅力ある公的統計市場の確立を目指して		魅力ある公的統計市場の確立を目指して	
小委員会名称	「応札業務に関する諸問題検討」小委員会		「民間版ガイドラインの検討」合同小委員会	
小委員会のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「入札説明書」「仕様書」の問題点整理と対応の方針性</li> <li>・「契約書」における問題点の整理と対応への方向性</li> <li>・評価方式での問題点整理と対応への方向性</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計調査の民間委託に係るガイドラインの受託者視点での問題点整理</li> <li>・民間版ガイドラインの検討視点としてのガイドラインを超えた課題検討と提案</li> </ul>	
検討方法	具体的な案件の応札書類内容の検討		ガイドラインのレビュー：解体新書的読み込みによる問題提起と解決への方向性の検討	
検討対象案件	<p>仕様書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省：家計消費状況調査</li> <li>・ 総務省：サービス産業動向調査</li> <li>・ 厚生労働省：社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査</li> </ul> <p>(上記 3 調査に加えて)</p> <p>契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業省：特定サービス産業実態調査</li> <li>・ 経済産業省：産業技術動向調査</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計調査の民間委託に係るガイドライン(2009 年 4 月 1 日改正版)</li> <li>・ 総務省政策統括官(統計基準担当)との意見交換及び 2010 年 2 月 9 日の「第 21 回統計調査分科会」での JMRA 説明資料</li> </ul>	
まとめ			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン改訂への要望点として</li> <li>・ 仕様書の表現統一</li> <li>・ 参入障壁の緩和</li> <li>・ 情報開示例として、総合評価の配点及びフィードバック、公表方法の府省間統一</li> <li>・ 契約条項の表現・基準統一(特に、再委託、瑕疵担保、仕様変更対応など)</li> </ul>	
ガイドライン変遷	「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(改正 2007 年 5 月 30 日)		同(改正 2009 年 4 月 1 日) レポート作成後に、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(改正 2010 年 3 月 25 日)	
チェックリスト変遷				
官の会議への参加			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2010.2.9 に統計調査分科会で委員会活動報告</li> <li>・ 2010.4.26 総務省政策統括官室との意見交換(公的統計全般)</li> </ul>	
官の対応状況など			<ul style="list-style-type: none"> <li>* 総合評価結果の応札者へのフィードバックがあった</li> <li>* 役員住民票提出は応札時から落札時に変更</li> </ul>	

(別表 続き)

年度	2010 年度 2010.6~2011.5	2011 年度 2011.6~2012.5				
報告書サブタイトル	魅力ある公的統計市場の確立を目指して	環境整備の進展と実効性の実現を目指して				
小委員会名称	「民間版ガイドライン検討」小委員会	「民間版ガイドライン検討」小委員会				
小委員会のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニマムスタンダードとしてのガイドラインとは</li> <li>・会計法案件と公サ法案件の比較検討</li> <li>・応札書類標準化への確認点整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公サ法案件における実施要項チェックリスト準拠浸透度</li> <li>・総合評価方式の現状</li> <li>・応札における書類対応</li> </ul>				
検討方法	具体的な案件の応札書類内容の検討	具体的な案件の応札書類内容の検討				
検討対象案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省：科学技術研究調査公サ法に基づく実施要項チェックリストに基づく案件</li> <li>・ 経済産業省：海外事業活動基本調査統計調査の民間委託に係るガイドラインに基づく会計法案件</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">           公サ法         </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省：就労条件総合調査</li> <li>・ 農林水産省：農業物価統計調査</li> <li>・ 経済産業省：企業活動基本調査</li> <li>・ 内閣府：消費動向調査</li> </ul> </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">           会計法         </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省：サービス産業動向調査</li> </ul> </td></tr> </table>	公サ法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省：就労条件総合調査</li> <li>・ 農林水産省：農業物価統計調査</li> <li>・ 経済産業省：企業活動基本調査</li> <li>・ 内閣府：消費動向調査</li> </ul>	会計法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省：サービス産業動向調査</li> </ul>
公サ法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省：就労条件総合調査</li> <li>・ 農林水産省：農業物価統計調査</li> <li>・ 経済産業省：企業活動基本調査</li> <li>・ 内閣府：消費動向調査</li> </ul>					
会計法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省：サービス産業動向調査</li> </ul>					
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施要項チェックリスト準拠度として</li> <li>・ 1 件の公サ法案件のみではあったが、チェックリスト準拠度は高い</li> <li>・ 会計法案件は情報開示が公サ法案件より低かった</li> <li>・ 仕様書、実施要項のさらなる比較の必要性</li> <li>・ 応札手続きの標準化を公サ法・会計法案件及び府省別に整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施要項チェックリスト準拠の浸透度として</li> <li>・ 公サ法案件の準拠度は対象府省とも高い</li> <li>・ 会計法案件の傾向は変わらない</li> <li>・ 総合評価の評価項目、加点基準とその透明性は依然として課題</li> <li>・ 調査に特化した ISO20252 への記述は JMRA としては歓迎</li> </ul>				
ガイドライン変遷	変更なし	(改正 2012 年 4 月 6 日)				

年度	2010 年度 2010.6～2011.5	2011 年度 2011.6～2012.5
チェックリスト変遷	「2010 年 3 月 31 日付実施要項(案)チェックリスト(案)」	同左。2012 年 7 月に「実施要項(案)チェックリスト」(内容は左記と同一)
官の会議への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2011.2.17 総務省政策統括官との意見交換(現行ガイドラインへの問題提起)</li> <li>• 2011.12.13 上記のJMRA見解への回答という形での意見交換</li> </ul>	
官の対応状況など	<p>*「統計・データの質・マネジメント研究会」でISO 20252 の公的統計への適用可能性研究開始</p>	<p>*2012 年 4 月 6 日改正のガイドラインには、2011.12.13 の意見交換でのJMRA意見が一部、取り入れられている</p> <p>*2011.11 に統計検定開始(統計調査士・専門統計調査士)</p>

(別表 続き)

年度	2012 年度 2012.6～2013.5	2013 年度 2013.6～2014.5
報告書 サブタイトル	環境整備の進展と実効性の拡大を目指して	序章!公的統計のプロセス保証に向けて
小委員会名称	「民間版ガイドライン検討」小委員会	「ガイドライン推進」小委員会
小委員会のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会計法案件のガイドラインチェックリスト、会計法の実施要項に基づくチェック</li> <li>• 総合評価方式の課題</li> <li>• 業務引継ぎにおける課題と対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会計法から公サ法へ移行した案件の移行前後比較会計法案件のガイドラインチェックリストに基づくチェック</li> </ul>
検討方法	具体的な案件の応札書類内容の検討	具体的な案件の応札書類内容の検討
検討対象案件	<p>(会計法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 農林水産省/経済産業省:容器包装利用製造調査</li> <li>• 経済産業省:エネルギー消費統計調査</li> <li>• 総務省:通信利用動向調査</li> <li>• 国交省:全国都市交通特性調査</li> <li>• 厚生労働省:能力開発基本調査</li> <li>• 農林水産省:農業物価統計調査 (公サ法)</li> <li>• 総務省:サービス産業動向調査</li> </ul>	<p>(公サ法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 農林水産省/経済産業省:容器包装利用製造調査 (会計法)</li> <li>• 総務省:通信利用動向調査</li> <li>• 国交省:宿泊旅行統計調査</li> <li>• 厚生労働省:雇用動向調査</li> </ul>
まとめ	<p>チェックリスト及び要項の浸透度、仕様書への改訂要望事項として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 郵送に関する具体的記述が欠ける</li> <li>• 会計法案件は情報開示が消極的であるので、今後の更なる公開を望む</li> <li>• 同一項目に関する評価が案件(省庁)ごとに異なる</li> <li>• 発注者が指導的立場で引き継ぎ監督を</li> </ul>	<p>チェックリストの浸透度、仕様書への改訂要望事項として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 会計法から公サ法への移行後、ガイドラインの反映度が大きく高まったことが確認された</li> <li>• 業務実態に即した仕様書を。前年実績等の開示についてガイドラインにも明記することを望む</li> </ul> <p>業務にふさわしい民間事業者を選定するために、作業量が読みづらい仕様書でなく必要な情報を十分盛り込んでほしい</p>
ガイドライン変遷	(改正 2012 年 4 月 6 日)	同左
チェックリスト変遷	2011 年 7 月に「実施要項(案)チェックリスト」	同左
官の会議への参加	• 総務省政策統括官主催「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」に参加し、「入札及び受託業務について」意見交換	総務省政策統括官主催「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」においてISO20252 の概要と取り組みについて説明し意見交換
官の対応状況など	*2013 年 4 月(一社)日本品質管理学会「統計・データの質マネジメント」というシンポジウム開催(統計委員会委嘱)	*2014 年 3 月 25 日「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅱ期基本計画)を閣議決定

(別表 続き)

年度	2014 年度 2014.6~2015.5	2015 年度 2015.6~2016.5
報告書 サブタイトル	産官学協働による公的統計調査の品質保証を！！	公的統計調査の品質保証へ向けて！！
小委員会名称	「ガイドライン推進」小委員会	「ガイドライン推進」小委員会
小委員会の テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会計法案件のガイドラインチェックリストに基づくチェック</li> <li>• 改正ガイドラインの前後比較</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一者応札の改善に向け「競争性改善上のチェックポイント」に基づくチェック</li> <li>• 会計法案件の公サ法適用に向けた課題</li> </ul>
検討方法	具体的な案件の応札書類内容の検討	具体的な案件の応札書類内容の検討
検討対象案件	(会計法) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 経済産業省: 工業統計調査</li> <li>• 内閣府: 景気ウォッチャー調査</li> <li>• 厚生労働省: 生活衛生関係営業経営実態調査(放送法)</li> <li>• 日本放送協会: 全国個人視聴率調査</li> </ul>	(公サ法) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国税庁: 民間給与実態統計調査</li> <li>(会計法)               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 経済産業省: 外資系企業動向調査</li> <li>• 観光庁: 訪日外国人消費動向調査</li> <li>• 国土交通省: 住宅市場動向調査</li> </ul> </li> </ul>
まとめ	チェックリストの浸透度、仕様書への改訂要望事項として <ul style="list-style-type: none"> <li>• 会計法であっても仕様書構成は公サ法の実施要項に準じた構成を望む。定量、定性分析どちらも求められる水準を明確にしてほしい</li> <li>• 正確なコスト計算のため、前回実施状況の積極的な開示を</li> </ul>	一者応札案件の競争性改善、公サ法適用案件の拡大への要望事項として <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公サ法の趣旨が経費の削減であるとしても、事業の質を保つ上で、適正な予算は確保していただきたい</li> <li>• 一部の業務内容が仕様書上で不明確なことが、参入障壁ともなるので、民間事業者の責任範囲を仕様書で明確に記載していただきたい</li> <li>• 「事業所対象の郵送調査」以外の統計調査にも積極的な公サ法適用を</li> <li>• 会計法案件でも公サ法基準を適用することで、応札者の拡大や民間事業者の創意工夫が期待できるはずである</li> </ul>
ガイドライン変遷	(改正 2012 年 4 月 6 日)	同左
チェックリスト変遷	2011 年 7 月に「実施要項(案)チェックリスト」	2015 年 3 月版「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」
官の会議への 参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「平成 26 年度『公共サービス改革基本方針』の見直しに関する意見交換会」に参加</li> <li>• 厚生労働省と民間委託に関する意見交換会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2015.9.28 総務省政策統括官主催「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」に参加し、意見交換</li> <li>• 2016.3.1 経団連経済政策本部と「公的統計調査における民間事業者の活用と育成について」意見交換</li> </ul>
官の対応状況 など	*2015 年 4 月より農林水産省で専門調査員の募集開始	*2016 年 2 月 23 日「公的統計の品質保証に関するガイドライン」改定

(別表 続き)

年度	2016 年度 2016.6~2017.5	2017 年度 2017.6~2018.5
報告書 サブタイトル	公的統計調査のプロセス保証に向けて	魅力ある公的統計市場の確立を目指して(10 年間の活動成果)
小委員会名称	「ガイドライン推進」小委員会	「ガイドライン推進」小委員会
小委員会の テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場化テスト終了事業仕様書の「競争性改善上のチェックポイント」に基づくチェック</li> <li>・市場化テスト終了事業仕様書の市場化テスト中・終了後比較</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(2017 年 3 月改正)」を受け、当委員会・小委員会の 9 年間の活動中の意見等との比較・対照</li> <li>・上記ガイドラインに対する民間事業者の受け止め</li> </ul>
検討方法	具体的な案件の応札書類内容の検討	2008~2016 年次レポートで述べた意見等の分類・整理と、上記ガイドラインとの比較・対照
検討対象案件	(会計法) <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省: 科学技術研究調査</li> <li>・内閣府: 消費動向調査</li> <li>・農林水産省/経済産業省: 容器包装利用・製造等実態調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約上の工夫</li> <li>・府省間の連携</li> <li>・委託先の適切な選定</li> <li>・委託実施状況等に関する情報開示</li> <li>・確保されるべき統計調査の品質に関する事項</li> <li>・統計調査の適正かつ確実な実施の確保</li> <li>・公共サービス改革法の活用</li> </ul>
まとめ	市場化テスト終了後に引き続き公サ法水準の仕様書が維持されることへの要望事項として <ul style="list-style-type: none"> <li>・公サ法適用対象からはずれた後も市場化テスト中と同様に、従来の実施に関する情報開示の継続を</li> <li>・会議資料等で公表されている情報であるならば、積極的に仕様書に掲載して民間事業者の積算の参考資料とし、競争性の改善に努めていただきたい</li> <li>・業務の一部が新規参入者にとって明確でない場合、参入障壁は下がらないため、業務内容を明確にシコスト積算可能となる情報開示を</li> </ul>	当委員会の 9 年間の活動の中で述べた意見等を踏まえ 2017 年 3 月改正ガイドラインへの受け止めとして <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年契約の拡大、共同事業体・分離調達の課題</li> <li>・各府省の統一した対応を</li> <li>・民間事業者の資格・認証、専門統計調査士等推奨</li> <li>・低入札、総合評価方式、ワークライフバランス推進等</li> <li>・委託実施状況等に関する適切な情報開示のあり方</li> <li>・統計の品質目標設定、内部監査・内部評価実施</li> <li>・助言・指導・改善措置、仕様書の細分化、再委託</li> <li>・公サ法の活用と終了プロセス後の入札環境維持</li> </ul>
ガイドライン変遷	(改正 2017 年 3 月 3 日)	同左
チェックリスト変遷	2015 年 3 月版「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」(2017 年 3 月改定あり)	「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」
官の会議への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2016.8.23 総務省政策統括官主催「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」に参加し、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」等について意見交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017.8.10 総務省官民競争入札等監理委員会による公的統計業務に関するヒアリングに対し、現状の改善要望、新たな調査手法、民間事業者の規模感等について意見交換</li> </ul>
官の対応状況など	*2017 年 3 月 3 日「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>*2017 年 5 月 19 日「統計改革推進会議」最終取りまとめを決定</li> <li>*2018 年 3 月 6 日「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅲ期基本計画)を閣議決定</li> </ul>



---

## 第4章 公的統計調査における民間活用の状況と課題への対応

---



## 第4章 公的統計調査における民間活用の状況と課題への対応

### 4.1 公的統計調査における民間活用の状況

#### 4.1.1 統計事務の種類別の民間活用の状況

国の機関で実施される統計調査に係る事務の民間委託の状況については、総務省政策統括官(統計基準担当)が「統計法施行状況報告」にまとめており、12の統計調査事務(①調査企画、②標本設計、③標本抽出、④実査準備、⑤実査、⑥内容検査、⑦符号付け、⑧データ入力、⑨チェック等、⑩統計表作成、⑪結果審査、⑫調査票の保管)ごとにその状況が報告されている。最新の平成29年度(平成30年6月公表)の状況報告では、「平成29年度に実施した統計調査に係る事務については、236統計調査中201統計調査(全体の85.2%)において、何らかの事務について民間委託を実施している。」とある。統計事務の種類のうち民間調査会社の事業領域と合致している「④実査準備」から「⑩統計表作成」までの中流工程の委託率は、60%前後と年々委託率が増加し、民間事業者の活用が拡大しているといえる。

表4-1-1-1 統計事務の種類別民間委託の状況(平成29年度)

平成29年度		統計事務の種類別件数												全統計調査件数
		①調査企画	②標本設計	③標本抽出	④実査準備	⑤実査	⑥内容検査	⑦符号付け	⑧データ入力	⑨チェック等	⑩統計表作成	⑪結果審査	⑫調査票の保管	
府省全体	当該事務が存在する統計調査件数	236	169	164	229	236	233	74	226	235	234	233	233	236
府省全体	うち民間委託を実施しているもの (割合:%)	12	20	46	124	135	128	45	167	133	123	50	59	201
	平成22年度との民間委託率の差(%)	-1.3	2.4	4.5	8.7	23.4	8.1	15.1	2.5	2.4	1.2	4.9	-1.3	5.3

出典(総務省政策統括官(統計基準担当) 平成29年度 統計法施行状況報告)

#### 4.1.2 府省における民間活用の状況

##### (1) 公的統計調査業務の府省別の契約状況

当委員会では公的統計の市場規模を明確にするため、各府省のホームページに掲載されている調達情報又は公共調達の適正化に基づく競争入札に係る情報の公表等により落札情報を入手し、公的統計調査業務における府省別の契約状況を取りまとめている(表4-1-2-1)。2018年度、府省全体における公的統計調査業務の契約金額は63.2億円(98本)となっており、昨年度と比較して8.4億円の増加となっている。府省別の契約金額では、経済産業省が最も高く18.8億円(26本)、次いで総務省の15.9億円(9本)、国土交通省の15.3億円(15本)と続く。契約金額の最も高い経済産業省では契約本数も多く、民間活用に積極的であることがわかる。また国土交通省では、5年周期の法人土地・建物基本調査(6.5億円)と住生活総合調査(1.5億円)が含まれており、前年度より契約金額が8.6億円増加している。

統計改革推進会議最終取りまとめ(平成29年5月)の決定以降、各府省で統計の改善・統合が進められており、その過程では民間事業者の活用についても検討されることが考えられ、公的統計調査における民間事業者の活用がより一層推進され、現在の60億円市場からさらに拡大されることが見込まれる。

表4-1-2-1 公的統計調査業務の府省別の契約状況

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
内閣府	契約金額	3.1	3.7	3.4	4.5	3.5
	(2014年度比)	—	(+0.6)	(+0.3)	(+1.4)	(+0.4)
	契約本数	8	11	8	10	8
	(2014年度比)	—	(+3)	(+0)	(+2)	(+0)
総務省	契約金額	8.8	9.6	17.2	12.9	15.9
	(2014年度比)	—	(+0.8)	(+8.4)	(+4.1)	(+7.1)
	契約本数	7	7	7	8	9
	(2014年度比)	—	(+0)	(+0)	(-1)	(-2)
財務省	契約金額	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
	(2014年度比)	—	(-0)	(-0)	(-0)	(-0.1)
	契約本数	1	1	2	1	1
	(2014年度比)	—	(0)	(-1)	(0)	(0)
文部科学省	契約金額	0.1	0.3	0.1	0.1	0.2
	(2014年度比)	—	(+0.2)	(+0.0)	(+0.0)	(+0.1)
	契約本数	1	2	2	2	3
	(2014年度比)	—	(+1)	(+1)	(+1)	(+2)
厚生労働省	契約金額	3.4	5.4	4.4	9.9	5.6
	(2014年度比)	—	(+2.0)	(+1.0)	(+6.5)	(-2.2)
	契約本数	10	10	7	31	20
	(2014年度比)	—	(+0)	(-3)	(+21)	(+10)
農林水産省	契約金額	2.7	3.9	3.0	3.3	3.1
	(2014年度比)	—	(+1.2)	(+0.3)	(+0.6)	(+0.4)
	契約本数	10	10	17	11	12
	(2014年度比)	—	(+0)	(+7)	(+1)	(+2)
経済産業省	契約金額	30.1	28.8	25.9	14.9	18.8
	(2014年度比)	—	(-1.3)	(-4.2)	(-15.2)	(-11.3)
	契約本数	28	27	25	26	26
	(2014年度比)	—	(-1)	(-3)	(-2)	(-2)
国土交通省	契約金額	5.3	5.3	7.3	6.7	15.3
	(2014年度比)	—	(+0.0)	(+2.0)	(+1.4)	(+10.0)
	契約本数	18	16	18	14	15
	(2014年度比)	—	(-2)	(+0)	(-4)	(-3)
環境省	契約金額	1.9	2.5	2.1	0.3	0.3
	(2014年度比)	—	(+0.6)	(+0.2)	(-1.6)	(-1.6)
	契約本数	6	7	6	4	4
	(2014年度比)	—	(+1)	(+0)	(-2)	(-2)
法務省	契約金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(2014年度比)	—	(0)	(0)	(0)	(0)
	契約本数	0	0	0	0	0
	(2014年度比)	—	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	契約金額	55.9	60.1	63.9	53.1	63.2
	(2014年度比)	—	(+4.2)	(+8.0)	(-2.8)	(+7.3)
	経済センサスを除く	41.9	46.6	50.4	53.1	63.2
	(2014年度比)	—	(+4.7)	(+8.5)	(+11.2)	(+21.3)
	契約本数	89	91	92	107	98
	(2014年度比)	—	(+2)	(+3)	(+18)	(+9)

注1 表中の単位は契約金額:億円、契約本数:本となっている。

注2 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額または実際の単年度契約金額を計上している。

注3 契約金額は小数点第2位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

## (2) 公的統計調査業務の委託先別の契約状況

公的統計調査業務の委託先別の契約状況について、契約金額では J M R A 会員社が一貫して最も高くなっているものの、契約本数ではその他民間が J M R A 会員社を上回っている。委託先別の平均単価では、シンクタンクが 1.5 億円と最も高く、 J M R A 会員社が 1.0 億円と続く。2017・2018 年度に J M R A 会員社の平均単価が下がっているのは、経済センサスの契約年度ではないことが影響している。

表 4-1-2-2 公的統計調査業務の委託先別の契約状況

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
J M R A	契約金額	38.1	42.1	48.3	32.4	40.3
	契約本数	31	36	37	37	41
	平均単価	1.2	1.2	1.3	0.9	1.0
シ シ ク タ ク	契約金額	4.5	5.4	4.9	9.5	12.0
	契約本数	5	6	4	8	8
	平均単価	0.9	0.9	1.2	1.2	1.5
そ の 他 民 間	契約金額	10.1	9.8	8.6	10.2	10.3
	契約本数	39	34	38	53	42
	平均単価	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
団 体	契約金額	3.2	2.8	2.1	1.0	0.6
	契約本数	14	15	13	9	7
	平均単価	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
合 計	契約金額	55.9	60.1	63.9	53.1	63.2
	契約本数	89	91	92	107	98
	平均単価	0.6	0.7	0.7	0.5	0.6

注 1 表中の契約金額は単位:億円、契約本数は単位:本となっている。

注 2 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の单年度契約金額を計上している。

注 3 契約金額は小数点第 2 位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

## (3) 公共サービス改革法が適用されている公的統計調査業務の契約状況

公共サービス改革法(以下、「公サ法」という)適用案件の契約金額は、11.7 億円(16 本)となっている。委託先別では、 J M R A 会員社が契約金額 10.3 億円(11 本)と 88% のシェアを占め最も高くなっている。公サ法適用案件は、「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」に基づき実施要項が作成され、適正な業務量の算出と業務リスクの対策が検討できるため、民間調査会社にとって取り組みやすい案件といえる。

表 4-1-2-3 公サ法が適用されている公的統計調査業務の委託先別の契約状況

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
J M R A	契約金額	9.7	11.0	13.6	10.6	10.3
	契約本数	11	10	10	10	11
シ シ ク タ ク	契約金額	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	契約本数	1	0	0	0	0
そ の 他 民 間	契約金額	0.9	0.7	0.7	1.1	1.1
	契約本数	2	3	2	3	3
団 体	契約金額	1.1	0.4	1.7	0.7	0.3
	契約本数	4	4	5	2	2
合 計	契約金額	12.1	12.1	15.9	12.4	11.7
	契約本数	18	17	17	15	16

注 1 表中の契約金額は単位:億円、契約本数は単位:本となっている。

注 2 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の单年度契約金額を計上している。

注 3 契約金額は小数点第 2 位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

#### (4) 複数年での契約が行われている公的統計調査業務の契約状況

複数年契約が行われている公的統計調査業務の契約本数は、24本と全案件の24.5%となっている。複数年契約案件のうち、根拠法が公サ法となっている案件が16本と大半を占めている。また、会計法案件で複数年契約となっている8案件のうち、4案件は公サ法の終了プロセスを経た案件となっている。この状況から案件の複数年契約化は、会計法から公サ法への移行が重要なプロセスとなっていると考えられる。

2017年度の年次レポートでは、郵送・オンライン調査における民間事業者の一層の活用が第Ⅲ期基本計画で示され、公的統計市場の一層の拡大が見込まれる状況の中、民間調査会社の参入意向が減少傾向にあり、今後、公的統計調査の受け皿が不足することが予想されるとしている。その状況を解消するための方策の1つとして、民間事業者の経営安定化とノウハウの蓄積に繋がる複数年契約の案件を増やすことを提言している。2019年度は、新たに数件の公的統計調査業務が公サ法適用となり、複数年契約の増加が見込まれる。当委員会としては、引き続き府省の統計部局と複数年で契約が行われる案件の増加に向けた働きかけを行っていく所存である。

表 4-1-2-4 公的統計調査業務における府省別・根拠法別の複数年契約の状況

	公サ法						会計法						合計					
	1年	2年	3年	4年	5年	計	1年	2年	3年	4年	5年	計	1年	2年	3年	4年	5年	計
内閣府	0	0	0	0	0	0	7	0	1	0	0	8	7	0	1	0	0	8
総務省	0	0	1	0	0	1	4	0	3	1	0	8	4	0	4	1	0	9
財務省	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
文部科学省	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3
厚生労働省	0	0	3	0	0	3	17	0	0	0	0	17	17	0	3	0	0	20
農林水産省	0	0	2	1	2	5	7	0	0	0	0	7	7	0	2	1	2	12
経済産業省	0	0	2	2	0	4	20	0	0	2	0	22	20	0	2	4	0	26
国土交通省	0	0	1	0	0	1	13	0	1	0	0	14	13	0	2	0	0	15
環境省	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	1	4
合 計	0	0	9	4	3	16	74	0	5	3	0	82	74	0	14	7	3	98

注1 表中の契約本数は単位:本となっている。

注2 石油産業情報化推進調査は「石油設備調査」「石油輸入調査」「石油製品需給動態統計調査」の3統計まとめての契約であるが調査周期が異なるため契約本数を調査周期に合わせてカウントしている。

#### 4.2 民間調査会社における調査インフラ等の整備状況

当委員会では民間調査会社の調査インフラ等の整備状況や公的統計調査業務への対応状況を把握することを目的に、J M R A 正会員社 120 社を対象とした「調査インフラ等に関する実態調査(以下、「会員社調査」という)」を行っている。本年度の会員社調査では、企業属性を把握する質問として、「売上高」「従業員数」「全省庁統一資格のランク」、調査インフラ等の整備状況を把握する質問として、「調査員保有状況」「社員の研修状況」「勤務制度」「社員の資格保有状況」「調査手法別の実施状況」「新技術への取り組み状況」「府省からの委託業務への参入意向」「各種規格認証の状況」を設定し、72 社から回答を得ている(巻末資料の「資料 1. 調査インフラ等に関する実態調査報告書」を参照)。

#### 4.2.1 J M R A会員社における資格の保有状況

##### (1) 民間調査会社の I S O 20252 の認証取得状況

2018 年度の統計の諸問題の影響から、公的統計調査の受け皿となる民間事業者には、過年度以上に品質の確保が求められることになり、とりわけ I S O 20252 の認証企業への期待が高まるものと考えられる。しかしながら、I S O 20252 の認証企業数は、2019 年 3 月末時点で 9 社と昨年より 1 社増えているものの、ここ数年足踏みの状態が続いている。このような状況の中、I S O 20252 を取り巻く環境には変化が生じている。2019 年 2 月には第 3 版への改定が行われ、認証範囲が拡大されたことにより、インターネット調査やデータ解析を主業とする民間調査会社の認証取得が期待される状態となつた。また 2019 年秋頃には、J I S 規格化が予定されており、I S O 20252 の取得に掛かるコストが抑制されるため、認証企業数の増加に向け追い風になるものと考えている。

2018 年度の会員社調査では、I S O 20252 の必要性とその理由を調査している。その結果を見ると、I S O 20252 の必要性を感じている（「必要性を感じている」と「必要性をやや感じている」の合算）のは約 4 割となっており、そのうちの 3 割については、「公的統計など官公庁の業務に携わりたい」との回答があがっている。2018 年度の公的統計調査業務の契約金額 63 億のうち、I S O 20252 認証企業の契約金額は約 39 億円となっており、全体の約 6 割を占めている。この要因の一つとして、品質の維持・向上を重視する公的統計調査業務の調達では、I S O 20252 認証企業の優位性が高いものと考えられる。I S O 20252 の必要性を感じ、公的統計に携わりたいと考えている民間調査会社に対しては、公的統計調査業務の調達における I S O 20252 のメリットを訴求していく必要がある。

2019 年度の当委員会の活動では、I S O 20252 の普及促進活動を主体的に行っている I S O / T C 225 国内委員会兼マーケティング・リサーチ規格認証協議会と連携し、J M R A 内外に対して I S O 20252 の取得メリットの伝達と幅広い広報周知活動を行っていく。

##### (2) J M R A会員社における社員の資格保有状況

J M R A会員社における統計の専門知識を有する人材の確保状況を把握するため、2018 年度の会員社調査では、日本統計学会の「専門統計調査士」「統計調査士」、社会調査協会の「専門社会調査士」「社会調査士」の資格保有状況を調査している。この結果をみると、専門統計調査士の資格保有者が 245 人（回答社 17 社）、統計調査士が 261 人（同 16 社）、専門社会調査士が 40 人（同 9 社）、社会調査士が 47 人（同 10 社）となっている。統計調査における民間事業者の積極的な活用が推進されている状況の中、受け皿となる民間調査会社では統計調査の実務に必要な知識を持った人材を十分に確保しておくことが重要だと考えている。J M R A では、2014 年度以降「専門統計調査士」「統計調査士」の資格取得に向けた受験対策講座を実施している。J M R A会員社における受験対策講座の認知度・参加状況については、認知している会員社が 56.9%（2016 年度 58.0%）、参加している会員社が 14.6%（2016 年度 14.6%）と横ばいであった。当委員会としては、民間調査会社の統計人材の充実に向け、受験対策講座の広報周知活動の支援を行う。

#### 4.2.2 J M R A会員社における調査員の保有状況

J M R A会員社の調査員の保有状況を把握するため、会員社調査では調査員の保有状況を調査している。2018年度の会員社調査の結果を見ると、J M R A会員社のうち41社が調査員を保有しており、このうち訪問調査員を保有しているのが32社と2016年度より5社増加している。また、府省委託業務への参入意向を示しているJ M R A会員社では、業務を受託するまでの対策として、「調査員の確保(24.0%)」を上位にあげており、府省の委託業務に参入意向を示しているJ M R A会員社では積極的に調査員の確保に取り組んでいる姿勢が伺える。しかしながら、長年の課題となっている「調査員の高齢化」と「調査員のなり手(希望者)の減少」は年々深刻化しており、将来的には調査員調査の実施基盤が弱体化すると考えている。第Ⅲ期基本計画では、郵送・オンライン調査での民間事業者の積極的な活用を掲げているものの、調査員調査での民間事業者の活用には触れられていない。調査員調査の実施基盤を維持するためには、調査員の活用機会が必要であり、府省において将来的に調査員調査での民間事業者の活用を見込んでいるのであれば、小規模での試験的な活用も考えられる。調査員調査における民間事業者の活用については、府省統計部局と今後の展望も踏まえた意見交換を進めていく所存である。

#### 4.2.3 J M R A会員社における公的統計調査業務の調査手法別の対応力

J M R A会員社の公的統計調査業務の対応力を把握するため、会員社調査では2015年度から「自社で対応可能な最大サンプル数」を調査している。2018年度の会員社調査の結果をみると、訪問調査では過年度と比較して、最大値に変動がないものの、平均値では「事業所・企業」、「一般世帯・個人」ともに対応可能な最大サンプルが増加傾向になっている。一方、郵送調査では「事業所・企業」、「一般世帯・個人」とともに最大値、平均値が大幅に減少している。これは、J M R A会員社で大型化した公的統計調査業務に対応した経験により、対応可能なサンプル数が見直されたものと考えられる。

表 4-2-3-1 J M R A会員社の公的統計調査業務の対応可能な最大サンプル数

	2015年度			2016年度			2018年度		
	回答数	平均値	最大値	回答数	平均値	最大値	回答数	平均値	最大値
訪問調査(事業所・企業)	11	6,243	30,000	10	8,780	30,000	7	12,643	30,000
訪問調査(一般世帯・個人)	12	10,800	30,000	11	11,745	30,000	7	13,571	30,000
郵送調査(事業所・企業)	19	268,821	1,500,000	12	324,000	2,000,000	9	107,224	500,000
郵送調査(一般世帯・個人)	15	223,667	1,500,000	13	150,615	1,000,000	9	129,613	500,000

注1 2017年度は「調査インフラ等に関する実態調査」を休止している。

注2 平均値は小数点第1位を端数処理している。

### 4.3 公的統計調査における民間活用の課題とその対応

#### 4.3.1 公的統計調査の受け皿となる民間調査会社の確保

表 4-3-1-1 は、全省庁統一資格ランク別に2018年度の公的統計調査業務の契約金額を整理したものであり、これを見るとBランク以上に格付けされた企業が、全体の8割

以上を占めている。大型化が進む公的統計調査業務では、業務運営に必要な資金の調達と調査インフラが必要であり、公的統計調査の受け皿となる民間調査会社には、Bランク以上に格付される企業規模が求められる。J M R A会員社のうち、全省庁統一資格でBランク以上に格付けされている企業は、17社(14%)にとどまっている(表 4-3-1-2 を参照)。一方で J M R A会員社のうち、全省庁統一資格への未登録企業が6割(71社)を占めており、この中には登録をすればBランク以上に格付される企業が含まれている可能性がある。公的統計調査の受け皿となる企業を増やすためには、Bランク以上に格付される可能性のある民間調査会社からの全省庁統一資格の登録と公的統計市場への参入が望まれる。当委員会では、公的統計調査の受け皿となる民間調査会社の確保のため、府省の統計部局に対して公的統計市場を魅力のある市場とするための提案とその実現に向けた活動を行ってきた。2019年度以降は、全省庁統一資格への未登録企業に対して公的統計市場の魅力を伝え、市場への参入意向を高める活動も行っていく。

表 4-3-1-1 2018 年度公的統計調査業務の全省庁統一資格ランク別の契約状況

	J M R A 会員社	シンク タンク	その他 の民間	団体	計
Aランク	369( 9)	1,131( 94)	623( 61)	0( 0)	2,124( 34)
Bランク (JV含む)	2,798( 69)	0( 0)	213( 21)	0( 0)	3,011( 48)
Cランク	867( 21)	71( 6)	161( 16)	58( 95)	1,158( 18)
Dランク	0( 0)	0( 0)	30( 3)	3( 5)	33( 1)
合 計	4,033(100)	1,203(100)	1,027(100)	61(100)	6,325(100)

注 1 表中の契約金額は単位:百万円、契約本数は単位:本となっている。

注 2 表中の( )内の数字は割合(%)を表している。

注 3 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の单年度契約金額を計上している。

注 4 契約金額及び割合は小数点第 1 位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

表 4-3-1-2 J M R A会員社における全省庁統一資格の有資格者数

全省庁統一 資格ランク	全省庁統一資格 の有資格者数
A	4( 3)
B	13( 11)
C	27( 23)
D	3( 3)
未 登 録	71( 60)
合 計	118(100)

注 1 表中の資格ランクは全省庁統一資格有資格者名簿情報により作成している。

注 2 表中の( )内の数字は割合(%)を表している。

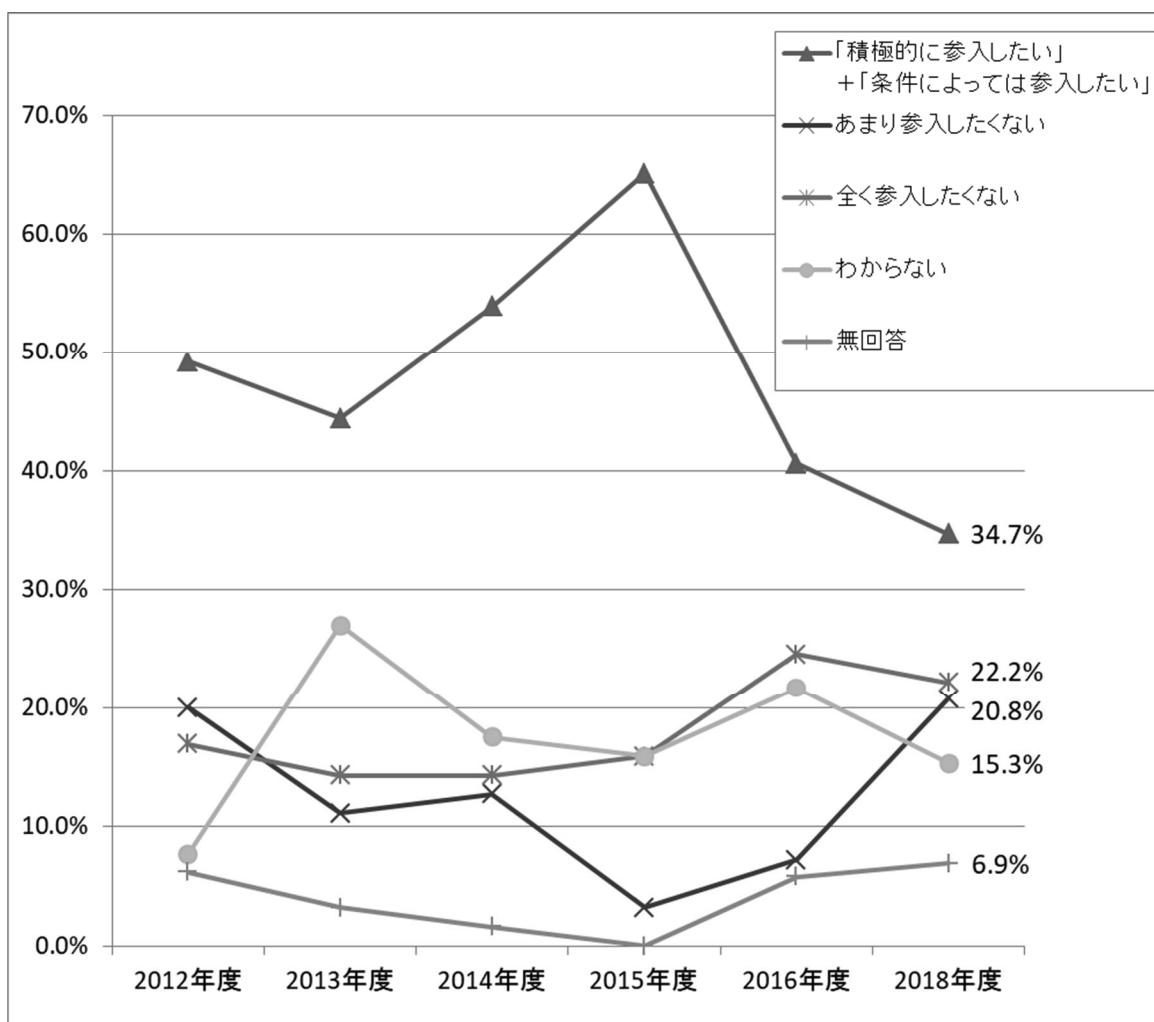
注 3 JMRA会員社情報は 2019 年 3 月末時点の情報を使用している。

#### 4.3.2 府省の委託業務への参入意向の向上に資する提案

公的統計調査における民間事業者の積極的活用が見込まれる中、受け皿となる民間調査会社の府省の委託業務への参入意向が減少しているという課題が上がってきている。

J M R A会員社の府省の委託業務への参入意向は、2015 年度をピークに減少しており、2018 年度は過去 6 年間で最低水準の 34.7% であった（図 4-3-2-1 を参照）。府省の委託業務への参入に否定的な理由としては、「採算が合わない」「低価格競争による予算額の低下」など収益性の低さに関連した回答が大半を占めている。府省の委託業務では、最低価格落札方式を導入している調達案件が多く、低価格競争となっている案件が散見される。財務省で公表されている概算要求額をみると、低価格で落札された金額での概算要求が行われているケースが少なくない。このような予算の確保の仕方では、民間事業者の参入意欲を減少させ、入札の不調または 1 社応札につながることも考えられる。予算の確保に当たっては、実施された業務の仕様内容や受託した民間事業者の評価を行い、その内容を開示したうえで、複数社から市場価格算定のための参考見積を徴収するなど、適正な予算確保の仕組みについての検討が必要である。

図 4-3-2-1 J M R A会員社の府省の委託業務への参入意向の推移



#### 4. 3. 3 統計調査業務の調達方法に関する改善・見直しの提案

府省の統計職員との意見交換では、低価格入札による品質劣化の問題に関して話題となることが多い。落札者が低価格で入札する理由については、実績づくりなどの戦

略的なものや仕様書の理解不足によるものなどが考えられる。いずれの理由にしても、低価格で落札された案件の場合、落札者が赤字とならないようにコストを抑制し、品質が担保されないといった事象が生じやすい。統計の質を確保するためには、民間事業者からの技術提案と入札額の双方を評価する総合評価落札方式を積極的に採用すべきである。また、総合評価落札方式では、技術評価と価格評価が2:1の割合と価格評価が3分の1を占めている案件が多い。この場合、高い水準での技術提案を行っても、価格により採用されないケースが多くある。「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(2017年3月改定)」や「公的統計の品質保証に関するガイドライン(2016年2月改定)」では、統計調査の実施過程の評価が盛り込まれ、統計調査業務でのプロセス保証が明確に求められるようになった。2018年度の調達案件では、「履行状況の確認」の文言が仕様書に記載されている案件が散見され、民間事業者側からの品質に関する技術提案が重視されていることがわかる。前述のとおり、入札額の低下はコスト抑制のため、品質の低下につながる可能性が高く、総合評価落札方式の技術評価を重視した評価点の配分に改善する必要があると考えている。今後の当委員会の活動では、府省統計部局に対して、公的統計調査業務の調達に当たっては、積極的に総合評価落札方式を採用することと総合評価落札方式の技術評価を重視した評価点配分への見直しを訴求していく。

#### 4.3.4 公的統計調査における正確なデータの提供に向けて

当委員会は、2007年5月の統計改革で公的統計調査における民間事業者の積極的な活用が示されることにより、2008年4月に発足し、公的統計調査における民間調査会社の活用が円滑に推進されることを目的に活動を行ってきた。その活動の結果、現在では公的統計市場が60億円市場に成長し、民間調査会社の集合体であるJ M R Aが6割以上のシェアを占め、一定の成果が得られたと考えている。

しかしながら、統計を取り巻く環境については、2018年に表面化された統計の諸問題により、各方面に影響を与える事態が生じており、作成方法から見直しを迫られている統計も出てきている。公的統計調査の受け皿となっているJ M R A会員社では、公的統計調査業務に必要な調査インフラの整備を進め、これまでの実務経験から正確なデータ収集と調査票情報の適正な管理に関するノウハウの蓄積を行い、統計の品質確保に取り組んできている。当委員会としては、統計の受け皿となっている民間調査会社の代表として、蓄積されたノウハウを基に、公的統計調査における正確なデータの作成に資する活動に注力していく所存である。

